

深浦町津波避難計画

(平成30年3月作成)

深浦町

目 次

第1章 津波避難計画の目的等	1
1. 津波避難計画の目的	1
2. 計画の適用範囲	1
第2章 津波浸水想定	1
第3章 避難対象地域の指定等	2
1. 避難対象地域	2
(1) 留意点	2
(2) 避難対象地域	2
2. 津波到達予想時間	3
3. 避難の方法	3
4. 避難可能距離	3
5. 避難目標地点	4
6. 避難路	4
7. 指定緊急避難場所	5
8. 避難困難地域	6
9. 津波避難計画図	7
第4章 計画動員	36
1. 災害配備基準	36
2. 職員の動員	37
第5章 避難誘導等に従事する者の安全の確保	38
第6章 津波情報等の収集・伝達	39
1. 津波警報・注意報、津波予報	39
2. 地震・津波に関する情報	40
3. 地震・津波が発生するおそれのある異常気象	41
4. 情報の収集手段	41
5. その他の情報収集体制	42
6. 津波・地震情報等の伝達	42
7. 津波予報・地震情報等の伝達系統	44
8. 青森県震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達	44
9. 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報	44
第7章 避難指示（緊急）の発令	46
1. 避難指示（緊急）の基準	46
(1) 対象区域及び判断要領	46
(2) 避難勧告等発令の判断基準	46
2. 避難指示（緊急）の伝達	46
(1) 周知徹底の方法、内容	46
(2) 関係機関相互の通知及び連絡	48
3. 避難誘導等	48

(1) 原則的な避難形態	48
(2) 避難誘導及び移送	48
第8章 津波防災教育・啓発	49
1. 防災業務担当職員に対する防災教育	49
2. 住民に対する防災思想の普及	49
3. 災害教訓の伝承	52
第9章 避難訓練	52
1. 避難訓練の実施体制	52
2. 訓練の内容等	52
第10章 その他の留意点	53
1. 避難行動要支援者の避難対策	53
(1) 留意点	53
(2) 要支援者支援体制の整備	53
2. 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	53
(1) 情報伝達	53
(2) 看板・誘導標識の設置	54
(3) 施設管理者等の避難対策	54
資料1 津波浸水想定区域図	55
資料2 避難目標地点一覧表	63
資料3 指定緊急避難場所一覧表	66

第1章 津波避難計画の目的等

1. 津波避難計画の目的

平成23年3月に発生した日本の地震史上最大の東北地方太平洋沖地震は、太平洋沿岸各地において甚大な被害をもたらした。当町においても、日本海に面した海岸線に生活圏を有しており、日本海側で大規模な津波が発生した場合、その被害は甚大なものになると考えられる。

本計画では、東日本大震災時の教訓を踏まえ、これまで進められてきた避難場所・避難路の整備や防災行政無線の整備などのハード面の対策に加え、地域住民の防災意識の向上や、円滑な避難行動のための各種情報の収集・伝達の手順、避難勧告や避難指示に発令等についての策定等、ソフト面の津波対策を進める事により、住民の生命と身体の安全確保に資することを目的とする。

2. 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画である。

従って、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うための避難生活計画については、深浦町地域防災計画に定めるところによる。

第2章 津波浸水想定

「津波浸水想定」は、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」により設定された日本海側の津波断層モデルを踏まえ、青森県が最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合の浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものである。

浸水想定区域図は資料1（P55）へ記載する。

第3章 避難対象地域の指定等

1. 避難対象地域

避難対象地域とは、津波が発生した場合に被害が想定されるため避難が必要な地域で、避難指示（緊急）を発令する際に避難の対象となる地域をいう。

避難対象地域の指定に当たっては次の点に留意することとし、下表の地域を指定する。

(1) 留意点

- ① 避難対象地域は、県が設定した津波浸水想定に基づき指定するが、推定や予測の上での限界があるため、安全側に立って広めに指定する。
- ② 避難指示（緊急）を発令する場合、発令の対象となった地域名が住民等に迅速、かつ正確に伝わるのが重要である。また、避難活動に当たっては、自ら避難すること（自助）はもとより、避難行動要支援者の避難誘導等（共助）を考えた場合、地域一帯となった助け合いや避難が必要である。これらのことから、当計画において避難対象地域を指定するに当たっては、当町の行政区域（住区）を使用することとする。

なお、指定した避難対象地域については、住民等に周知し、理解を十分に得るよう努める。

(2) 避難対象地域

平成 29 年 6 月 30 日現在

行政区域	世帯数	地区人口
柳田	109	290
関	160	367
北1区	132	369
北2区	120	327
北3区	149	355
田野沢	133	330
晴山	74	169
風合瀬	192	510
鷹木	219	448
塩見崎	111	266
相野山	50	137
広戸	181	375
東野	43	98
5区	44	91
6区	118	268

行政区域	世帯数	地区人口
7区	60	130
12区	163	285
川原町	76	145
崎の町	116	257
横磯	118	262
舳作	88	216
沢辺	137	312
岩崎下	100	197
岩崎中	92	186
岩崎上	168	334
正久	171	352
森山	48	113
松神	61	114
黒崎	93	197
大間越	108	226
合計	3434	7726

2. 津波到達予想時間

本計画では、県が設定した津波浸水想定に係る津波浸水シミュレーション結果に基づき、津波到達予想時間を下表の通り設定する。

津波代表地点名	津波影響開始時間	第一波到達時間	最大波到達時間
柳田	13分	15分	22分
関	12分	14分	20分
北金ヶ沢	11分	15分	18分
田野沢	8分	13分	16分
風合瀬	8分	11分	第一波が最大
麩木	7分	10分	14分
追良瀬	7分	10分	14分
広戸	7分	10分	13分
苗代沢	6分	9分	13分
深浦	6分	9分	12分
横磯	3分	7分	第一波が最大
舩作	3分	6分	第一波が最大
沢辺	6分	8分	第一波が最大
岩崎	7分	11分	16分
正道尻	7分	11分	16分
森山	7分	12分	16分
松神	6分	11分	17分
黒崎	6分	11分	17分
大間越	6分	11分	第一波が最大
木蓮寺	5分	11分	第一波が最大

3. 避難の方法

避難に当たって自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができないおそれが高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

- ・家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。
- ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれが高いこと。
- ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが高いこと。

しかし、避難目標地点まで距離があり津波到達時間までの避難が難しいなど、地域により徒歩での避難が困難な場合も考えられるため、地域の実情に応じあらかじめ避難方法を検討しておく必要がある。

4. 避難可能距離

避難可能距離は以下のとおり算出する。

$$\text{避難可能距離} = \text{歩行速度} \times (\text{津波到達時間} - \text{避難開始時間})$$

(1) 歩行速度

「津波避難対策推進マニュアル（消防庁、H25.3）」に基づき、歩行速度は1.0m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とする。

(2) 避難開始時間

避難開始に要する時間として、「津波避難対策推進マニュアル（消防庁、H25.3）」では、地震発生後2～5分後に避難開始できるものと想定されている。本計画では2分と設定する。

(3) 津波到達予想時間

2. 津波到達予想時間で求めた第一波到達時間とする。

上記(1)～(3)の条件に基づき、津波到達予想時間を10分、歩行速度を1.0m/秒、避難開始時間を2分とした場合、下記のとおりとなる。

480m	=	1.0m	×	(10分	-	2分)	×	60m
避難可能距離	=	歩行速度	×	(津波到達時間	-	避難開始時間)		

ただし、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等については歩行速度が低下する（0.5m/秒）ため、避難行動要支援者の避難方法については配慮が必要である。

5. 避難目標地点

避難目標地点は、避難対象地域の外に最も早く避難できる目標の地点を指定したものである。基本的には下記の点に留意して指定するが、当町は第一波到達時間が最短で6分の地域もあるなど時間的な制約もあるため、住民の安全を第一とし第一波到達時間までに避難可能な地点を指定する。

避難目標地点に到達した後は各地区の指定緊急避難場所や指定避難所へ継続して避難するものとする。

(1) 留意点

- ① 袋小路となっている箇所、あるいは背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近を避ける。
- ② 避難目標地点は避難対象地域の外縁と避難路、避難路との接点付近となり、指定緊急避難場所と異なるため、避難目標地点に到達後、指定緊急避難場所へ向かって避難できること。
- ③ 避難目標地点の周辺への同報無線の整備等がなされ、避難者に対して必要な情報を伝達できる措置が講じられていること。（津波警報等が解除されるまでは津波浸水想定区域内を經由して避難することは危険なため、情報伝達手段が必要）

(2) 避難目標地点一覧表

資料2（P63～P65）へ記載

6. 避難路

避難路とは、避難目標地点まで安全に最も短時間で到達できる経路を指定したものである。

避難路の指定に当たっては次の点に留意する。

<安全性の確保>

- ① 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅

員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。

- ② 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- ③ 防潮堤や胸壁当の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- ④ 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。
- ⑤ 避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。（海岸方向にある指定緊急避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）
- ⑥ 地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。
- ⑦ 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の自体にも対応できるよう近隣に迂回路を確保できること。

<機能性の確保>

- ① 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- ② 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- ③ 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていること。

7. 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、避難対象地域外で、安全性・機能性が確保されている場所をいう。

指定緊急避難場所の指定にあたっては次の点に留意することとし、下表の箇所を指定する。

(1) 留意点

<安全性の確保>

- ① 原則として避難対象地域から外れていること。
- ② 原則としてオープンスペース又は耐震性が確保されている建物を指定する。
- ③ 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- ④ 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられるため、更に避難できる場所であること。
- ⑤ 原則として、指定緊急避難場所表示があり、入り口等が明確であること。

<機能性の確保>

- ① 避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること。
- ② 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- ③ 一晚程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていること。

(2) 指定緊急避難場所一覧表

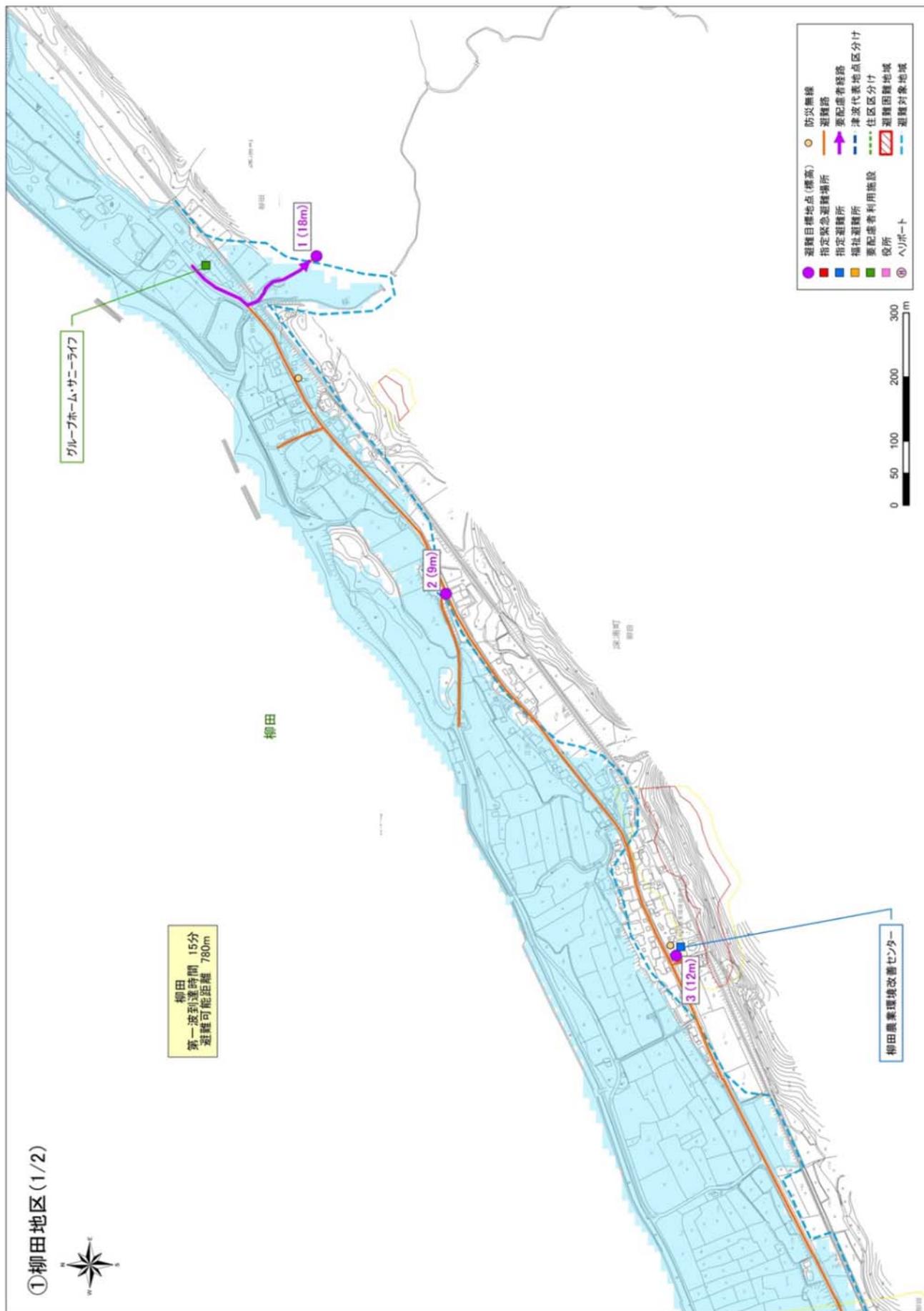
資料3（P66～P68）へ記載

8. 避難困難地域

避難困難地域とは、予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいう。当町においては、下記の地域が徒歩での避難が困難な状況であるが、車両での避難を予め想定しておくことで避難可能である。

避難困難地域	避難可能距離	避難目標地点 までの距離	記載図面
北金ヶ沢漁港	780m	860m	④北金ヶ沢地区
大字北金ヶ沢字榊原 133-416 付近	660m	820m	⑤千畳敷周辺
風合瀬中砂子川 192-4 付近	540m	630m	⑦風合瀬地区 (1/2) ⑧風合瀬地区 (2/2)
舩作漁港	240m	820m	⑬舩作地区
沢辺漁港	360m	540m	⑰沢辺地区
大字黒崎字大浜 231 付近	540m	700m	⑳黒崎地区

9. 津波避難計画図



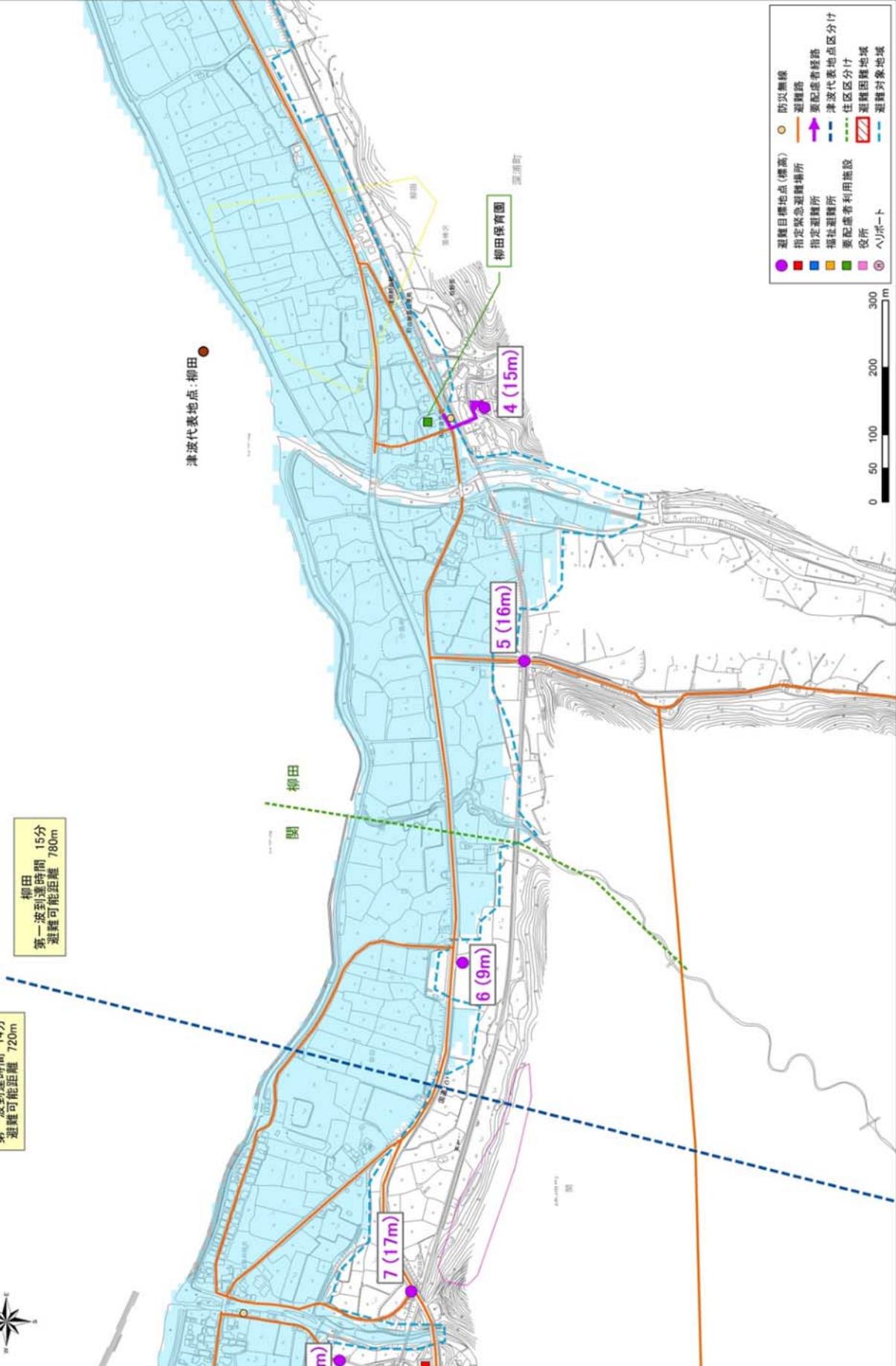
②柳田地区(2/2)



関
第一波到達時間 14分
避難可能距離 720m

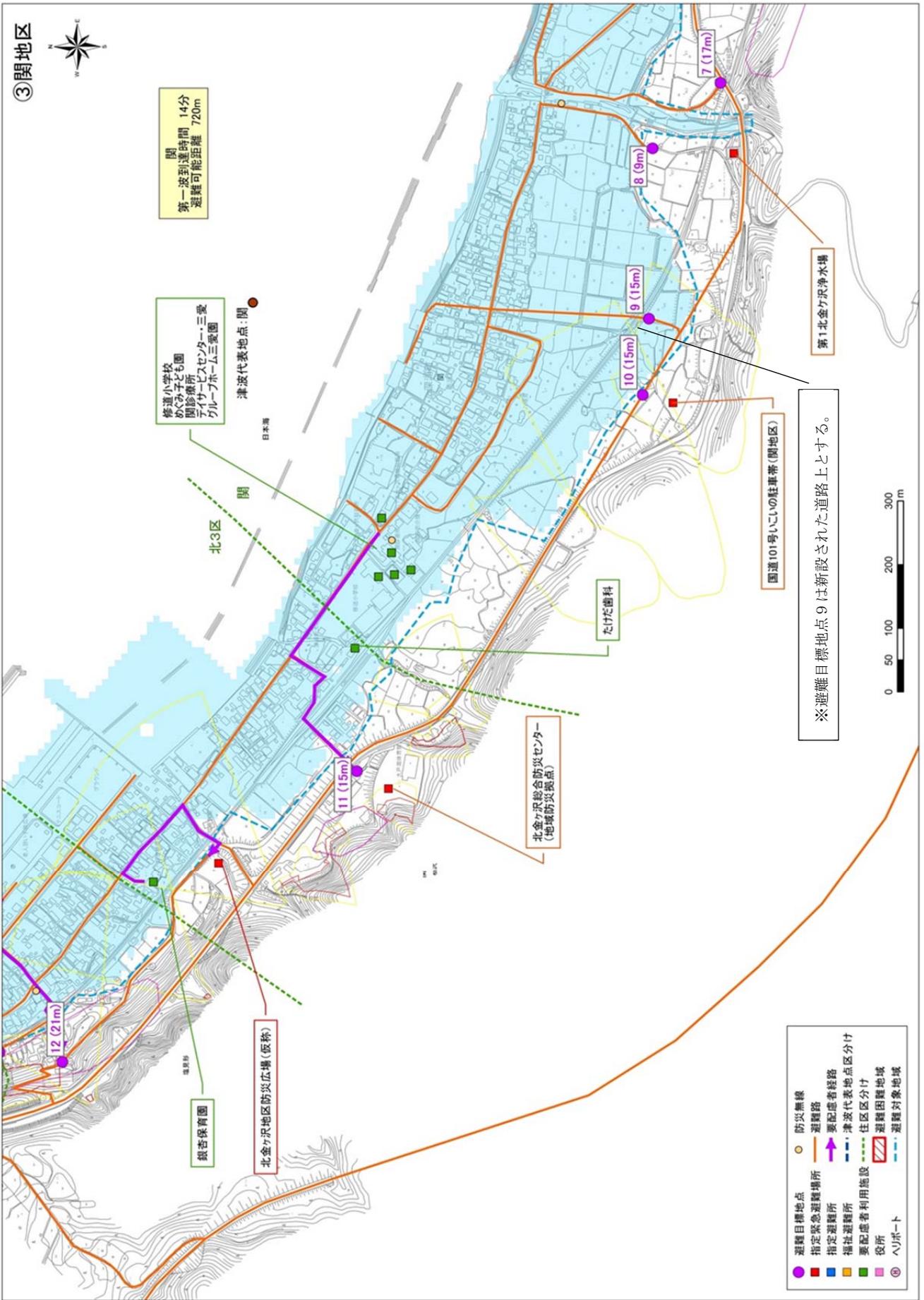
柳田
第一波到達時間 15分
避難可能距離 780m

津波代表地点:柳田



- 避難目標地点(標高)
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 役所
- Ⓜ 入居一ト
- 防災無線
- 避難路
- 要配慮者経路
- 津波代表地点区分け
- 住区分け
- 避難困難地域
- 避難対象地域





③ 関地区



関
第一波到達時間 14分
避難可能距離 720m

修道小学校
かみ子ども園
関診療所
子カール・ピエスセンター・三袋
グループホーム三袋園

津波代表地点: 関

北3区

北金ヶ沢地区防災広場 (仮称)

北金ヶ沢総合防災センター
(地域防災拠点)

たけた歯科

国道101号いこいの駐車帯(関地区)

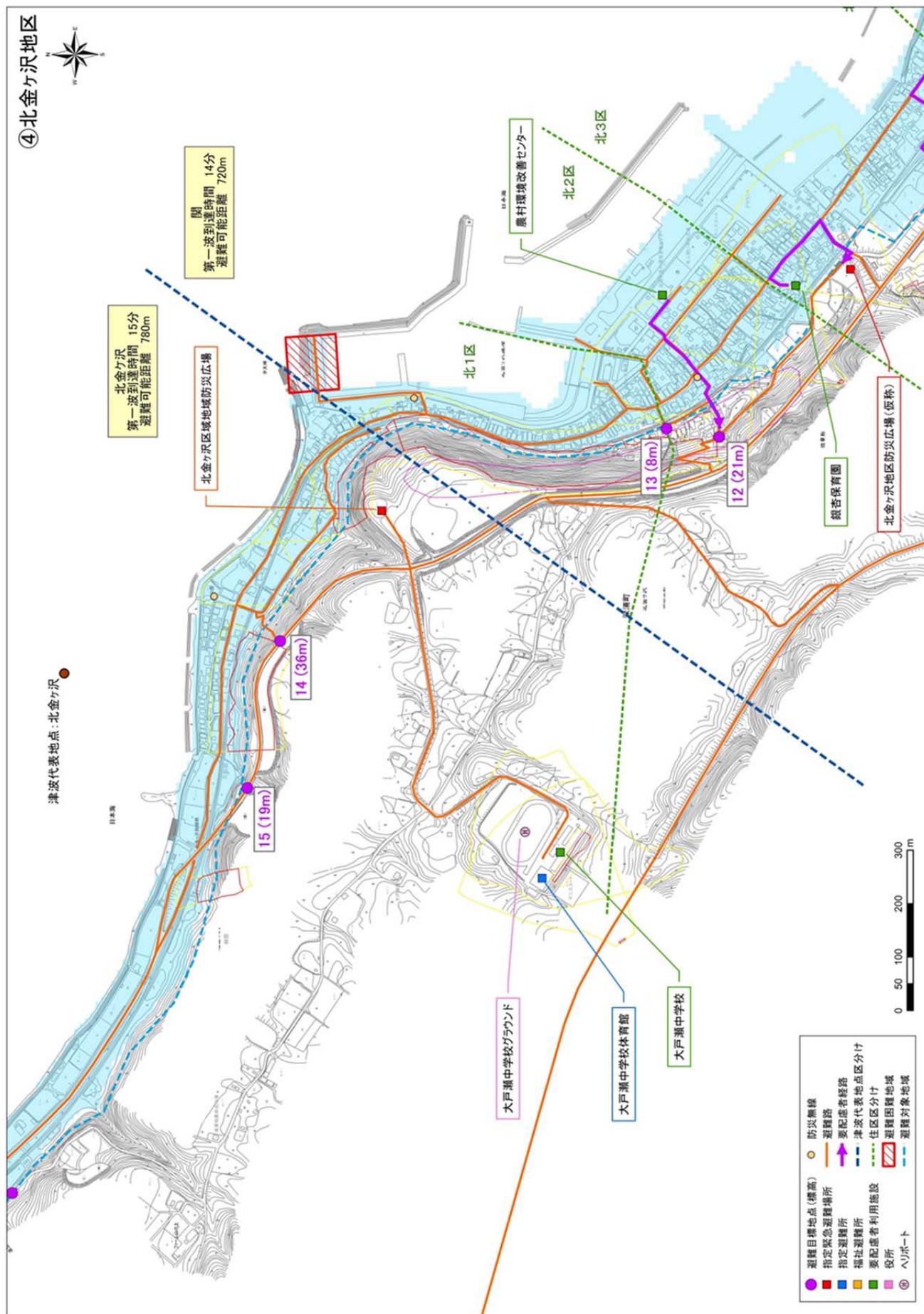
第1北金ヶ沢浄水場

※避難目標地点9は新設された道路上とする。



- 避難目標地点
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 役所
- ハジボート
- 防災無線
- 避難路
- 要配慮者経路
- 津波代表地点区分け
- 住区分け
- 避難困難地域
- 避難対象地域

④北金ヶ沢地区



津波代表地点:北金ヶ沢

北金ヶ沢
第一波到達時間 15分
避難可能距離 780m

関
第一波到達時間 14分
避難可能距離 720m

北金ヶ沢区域域防災広場

15 (19m)

14 (36m)

13 (8m)

12 (21m)

大戸瀬中学校グラウンド

大戸瀬中学校体育館

大戸瀬中学校

農村環境改善センター

北1区

北2区

北3区

報告保育園

北金ヶ沢地区防災広場(仮称)

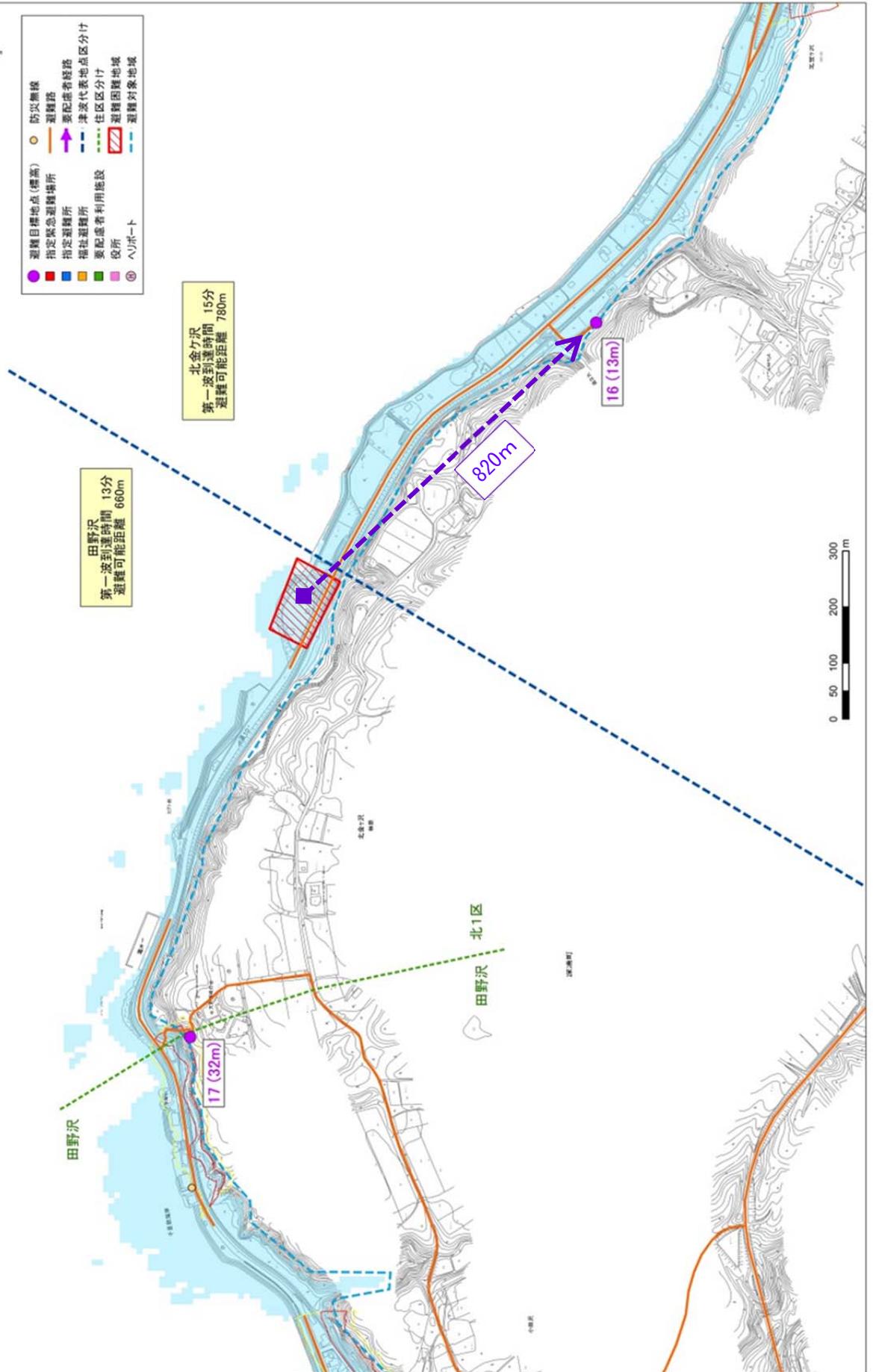
- 避難目的地点(標高)
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 役所
- ハジボート
- 防災無線
- 避難路
- 要配慮者経路
- 津波代表地点区分け
- 住区分け
- 避難困難地域
- 避難対象地域



⑤千畳敷地区



- 避難目標地点(標高)
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 役所
- ⊕ ヘルプー
- 防災無線
- 避難路
- 要配慮者経路
- 津波代表地点区分け
- 住区分け
- 避難困難地域
- 避難対象地域

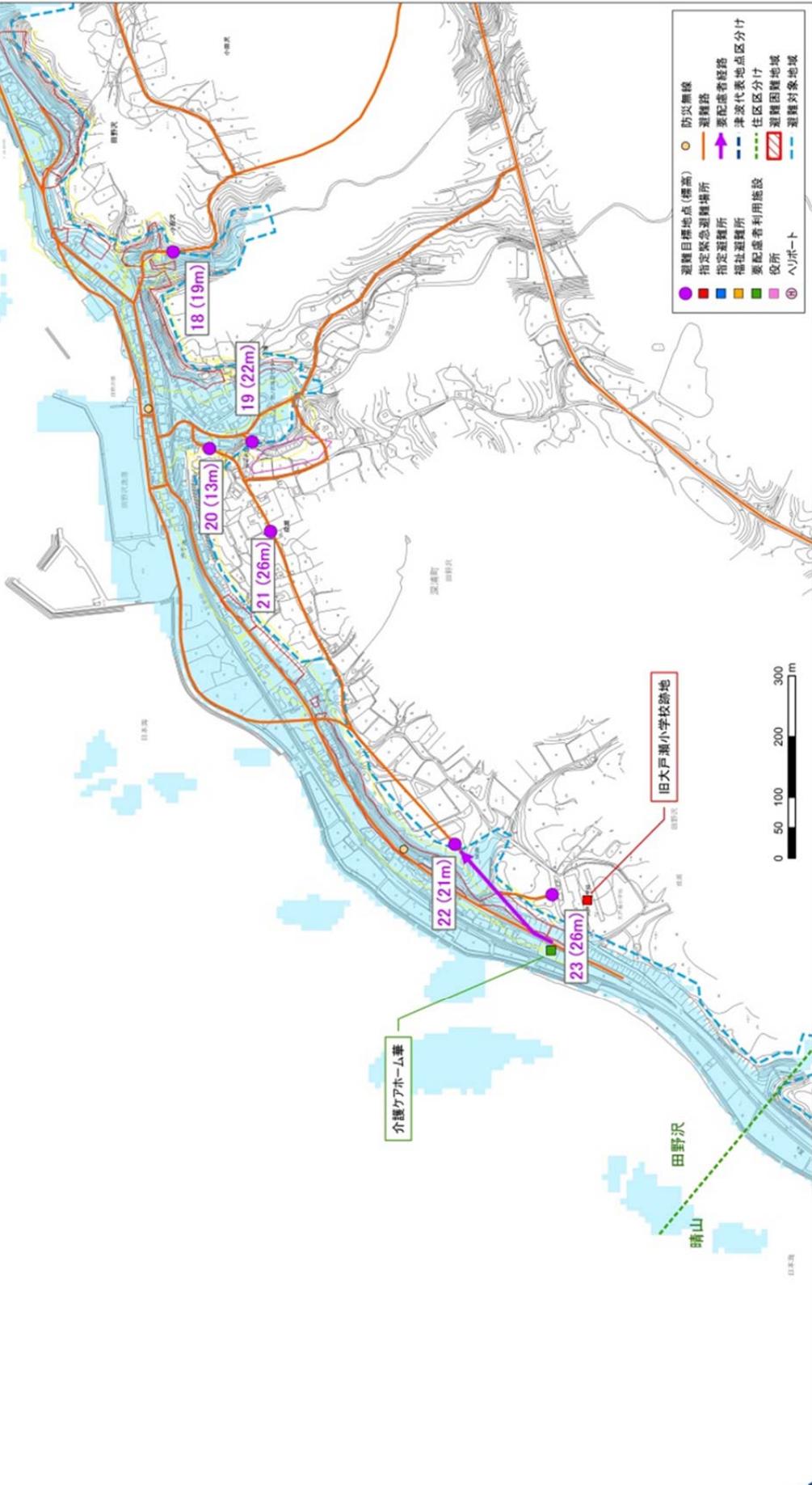


⑥ 田野沢地区



田野沢
第一波到達時間 13分
避難可能距離 660m

津波代表地点: 田野沢



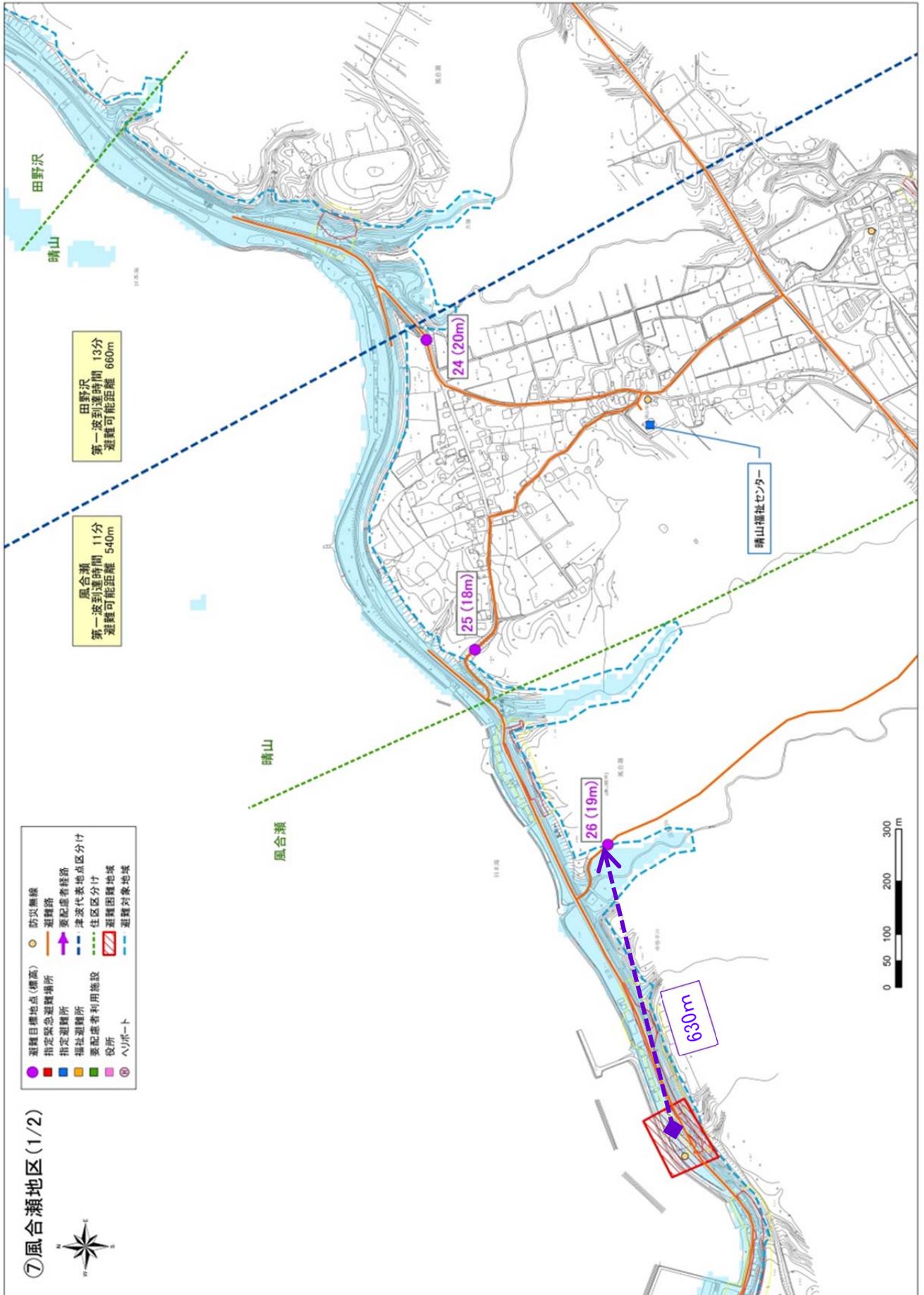
介護ケアホーム

旧大戸瀬小学校跡地

田野沢
晴山



- 避難目標地点(標高)
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 役所
- ハジボート
- 防災無線
- 避難路
- 要配慮者経路
- 津波代表地点区分
- 住区分け
- 避難困難地域
- 避難対象地域

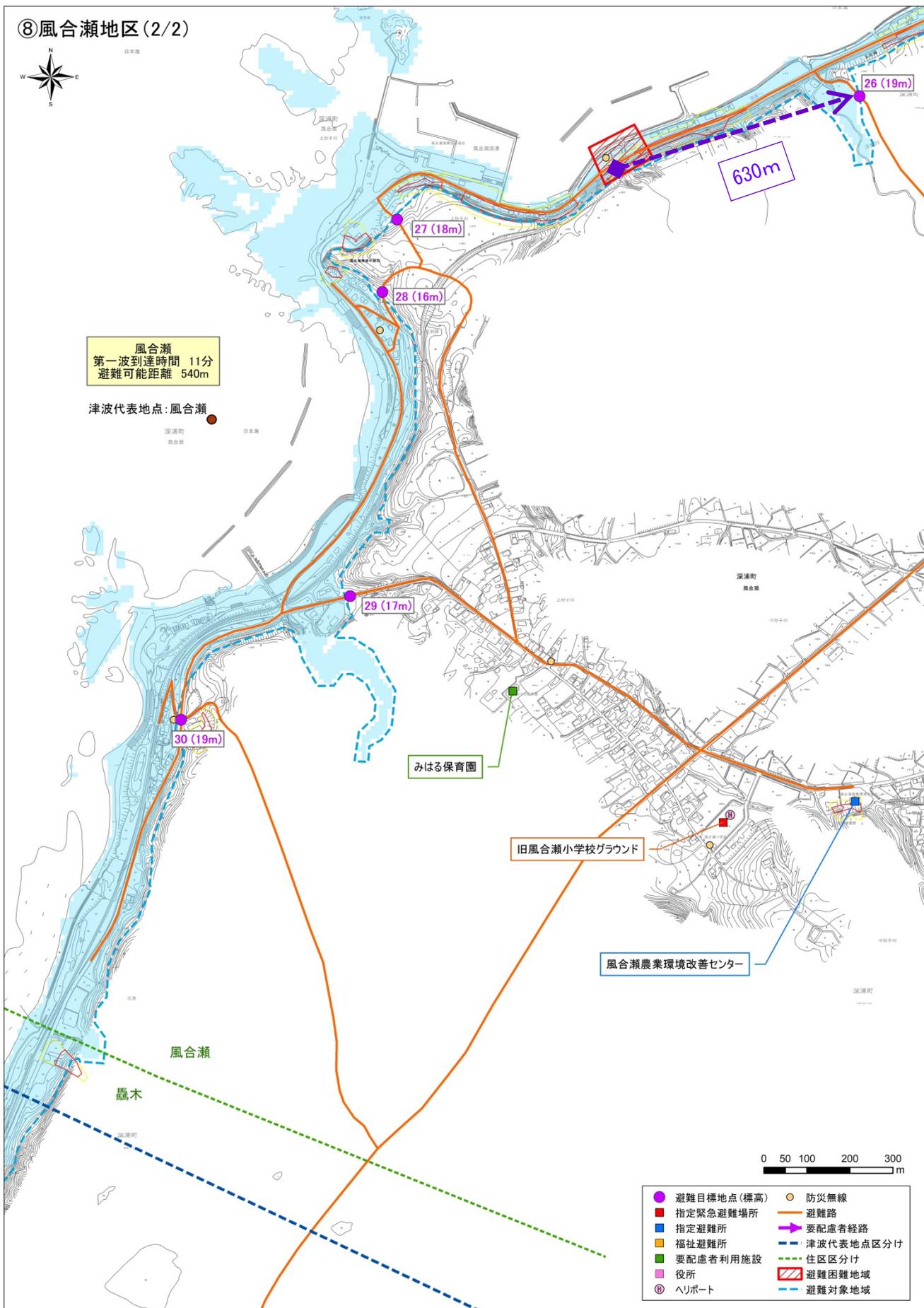


⑧風合瀬地区(2/2)

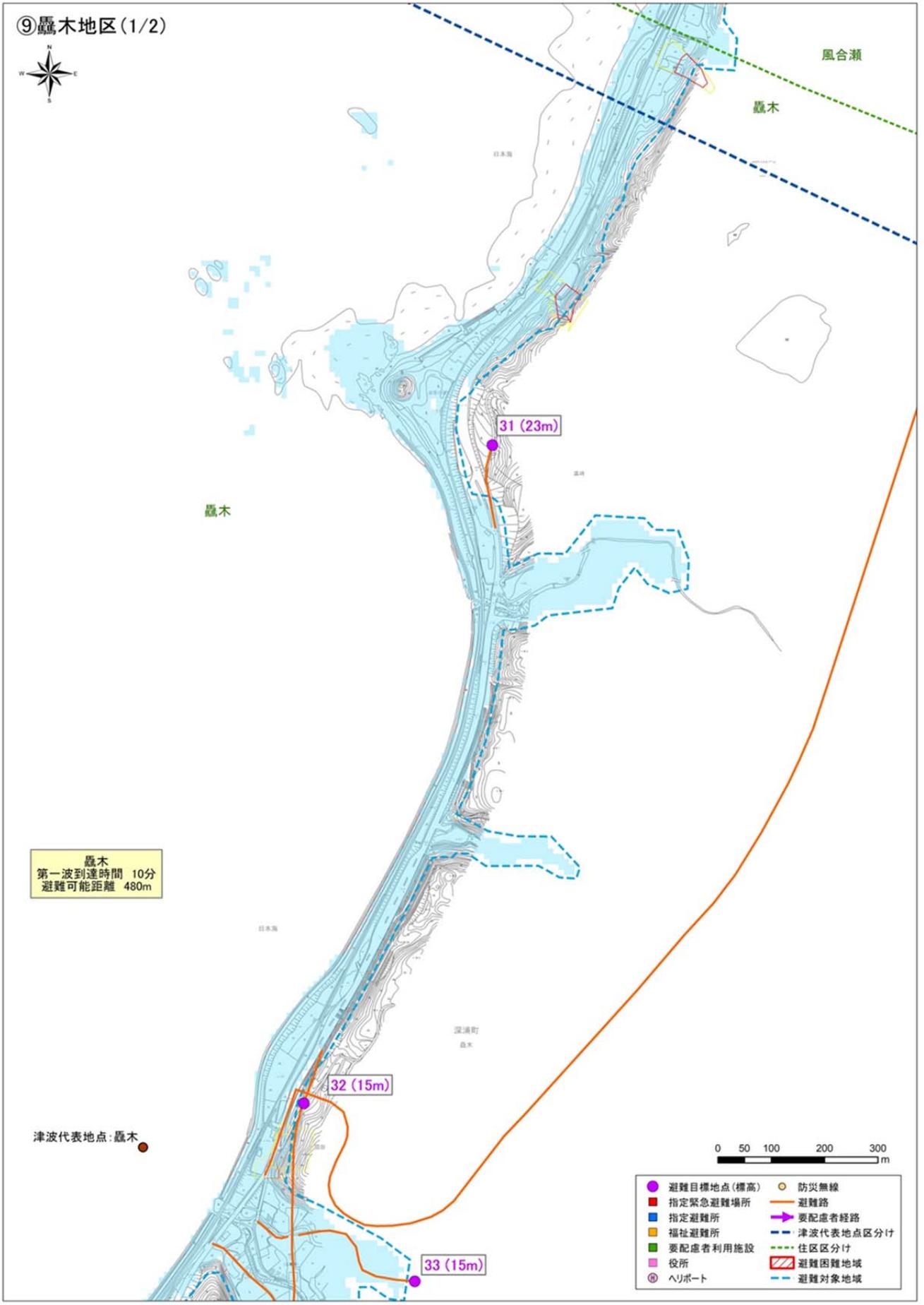


風合瀬
第一波到達時間 11分
避難可能距離 540m

津波代表地点:風合瀬



⑨ 轟木地区(1/2)



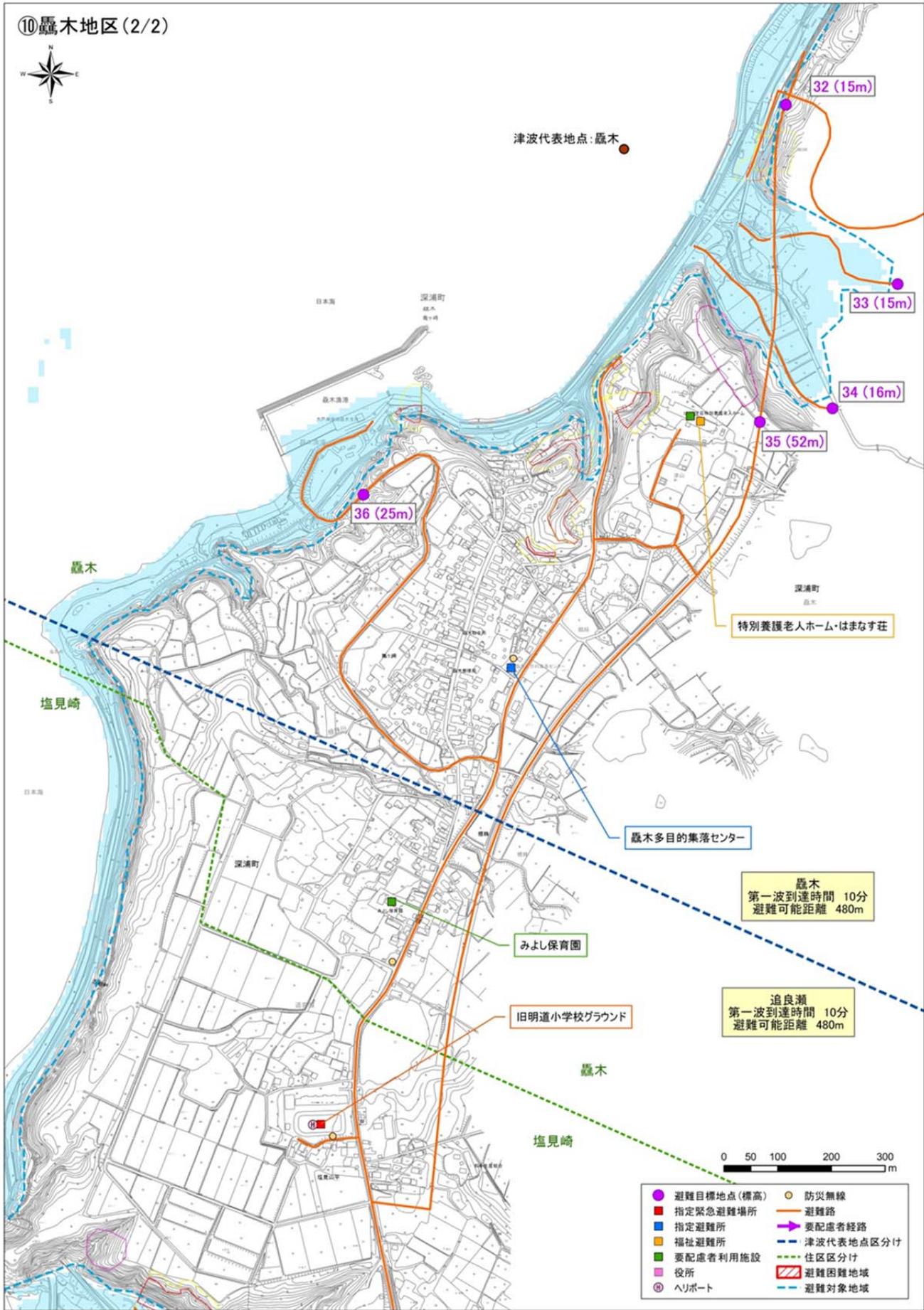
轟木
第一波到達時間 10分
避難可能距離 480m

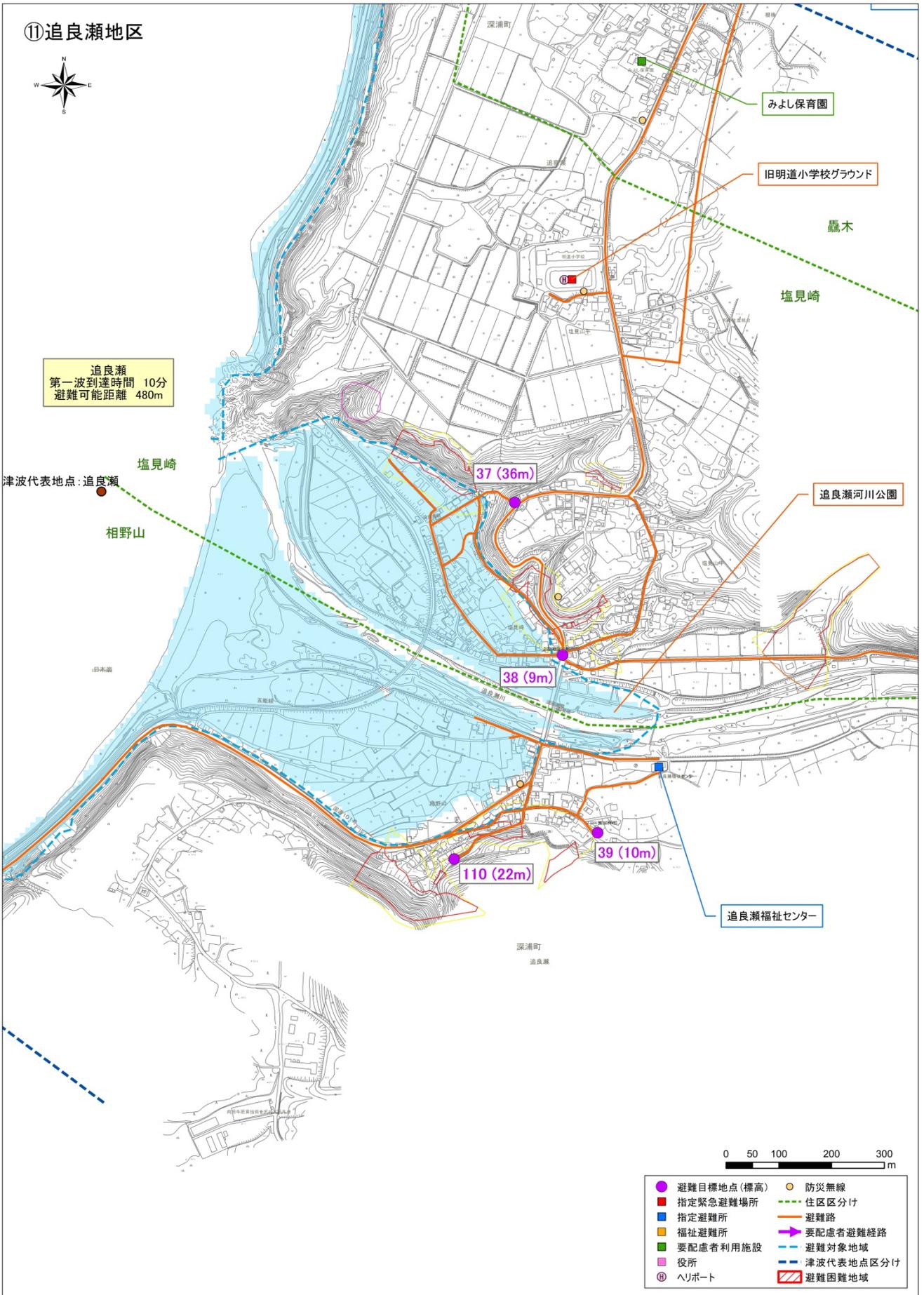
津波代表地点: 轟木

0 50 100 200 300
m

- 避難目標地点(標高)
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 役所
- ⊙ ヘルポート
- 防災無線
- 避難路
- 要配慮者経路
- 津波代表地区区分け
- 住地区区分け
- ▨ 避難困難地域
- 避難対象地域

⑩ 轟木地区 (2/2)

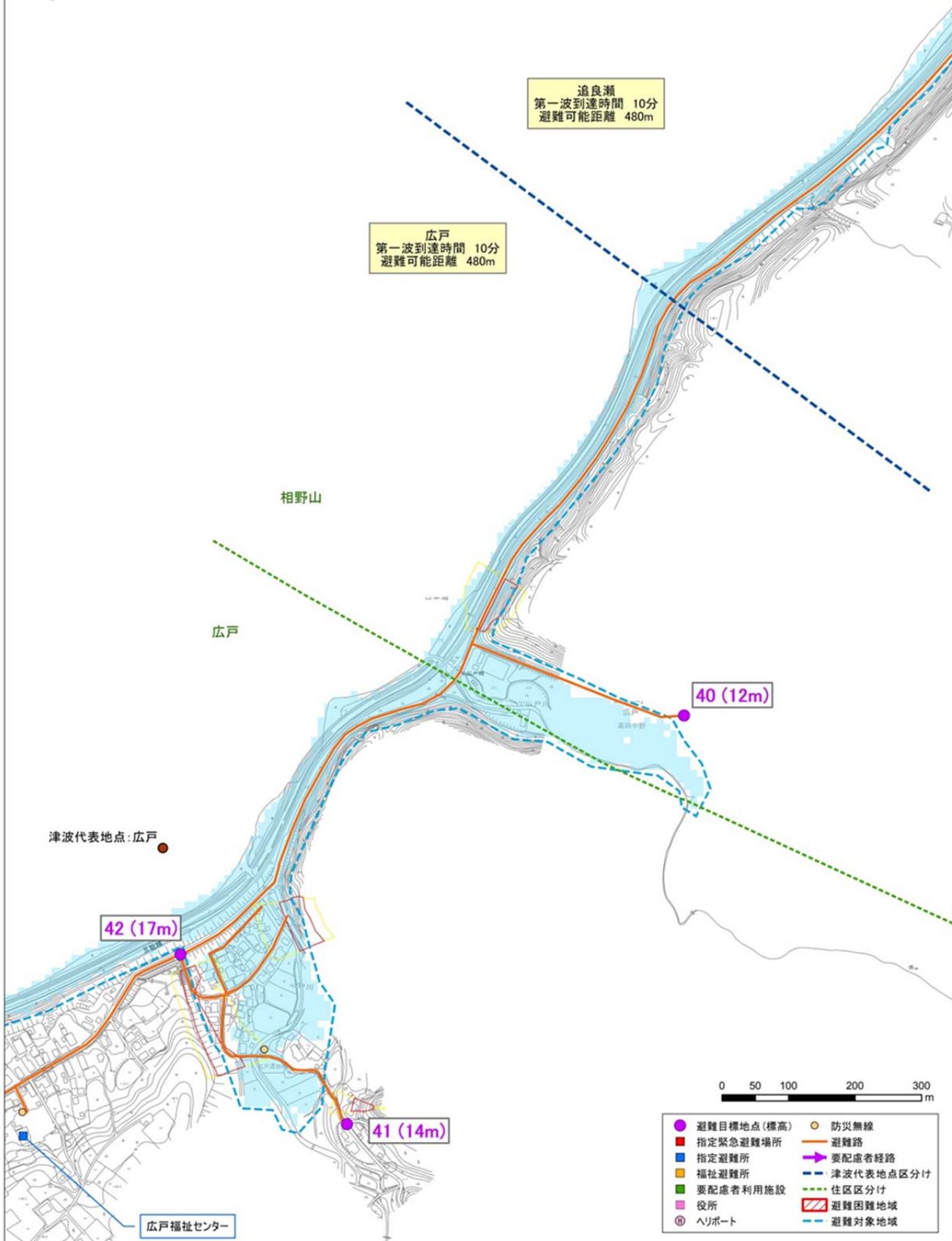


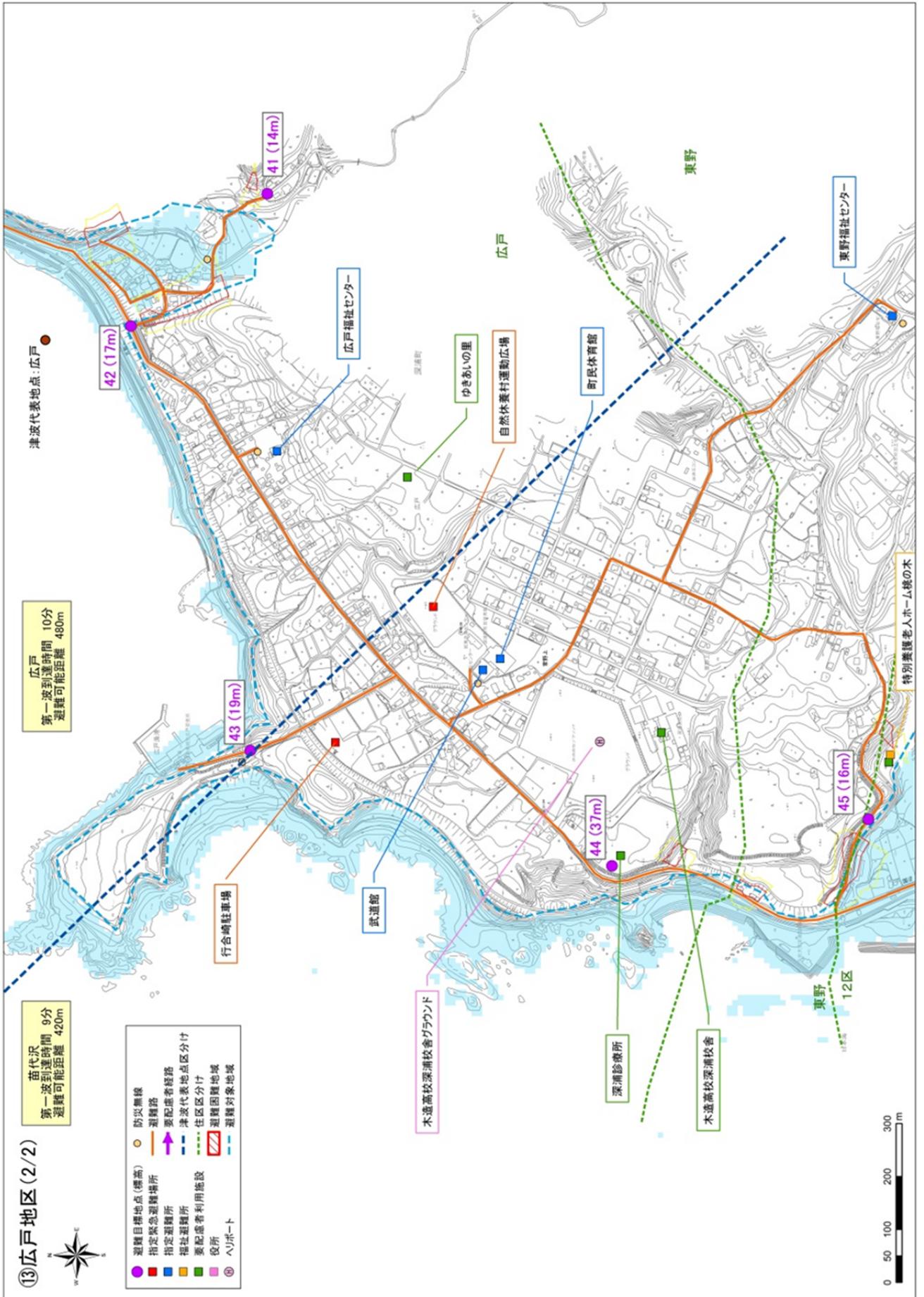


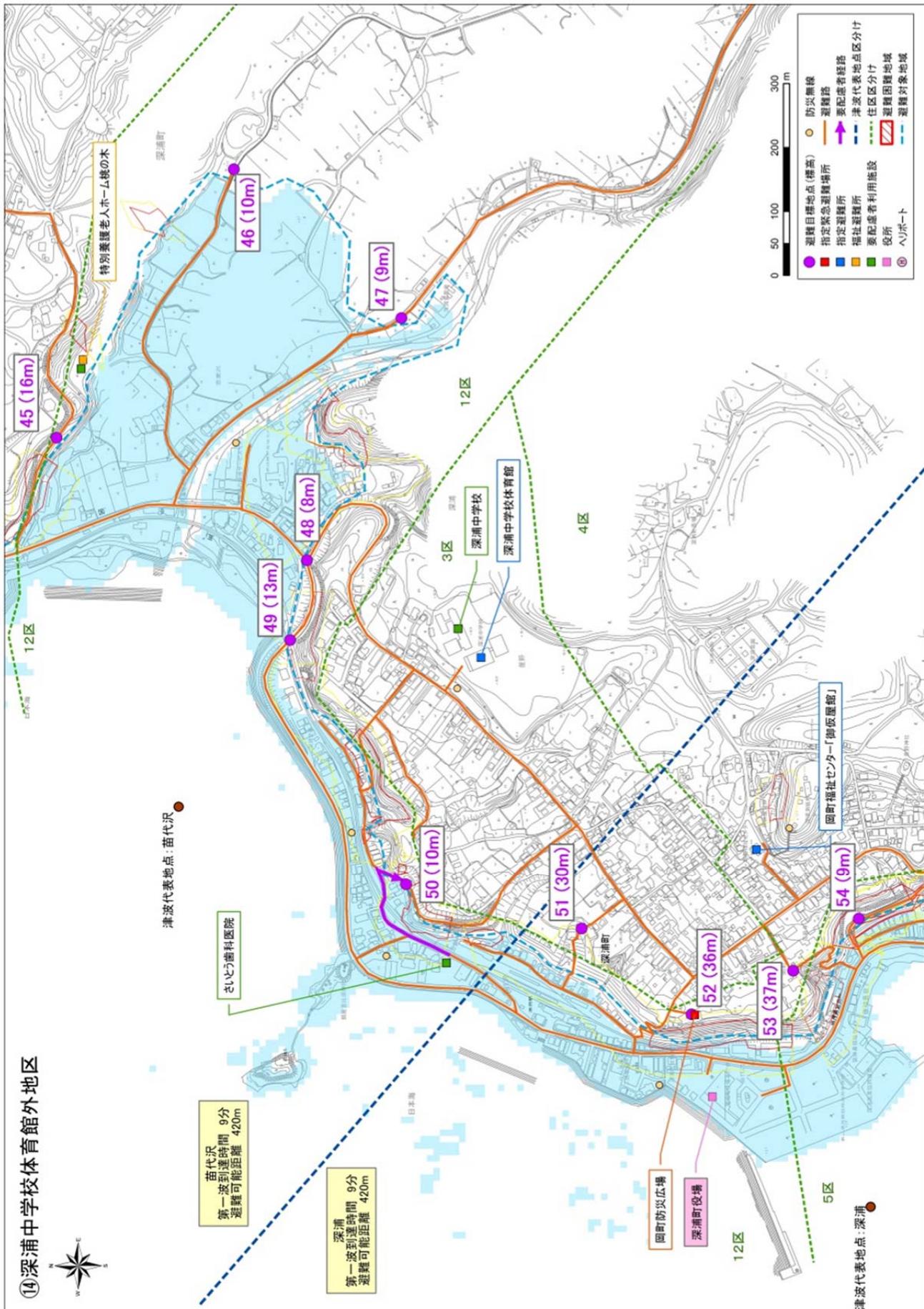
⑫ 広戸地区(1/2)

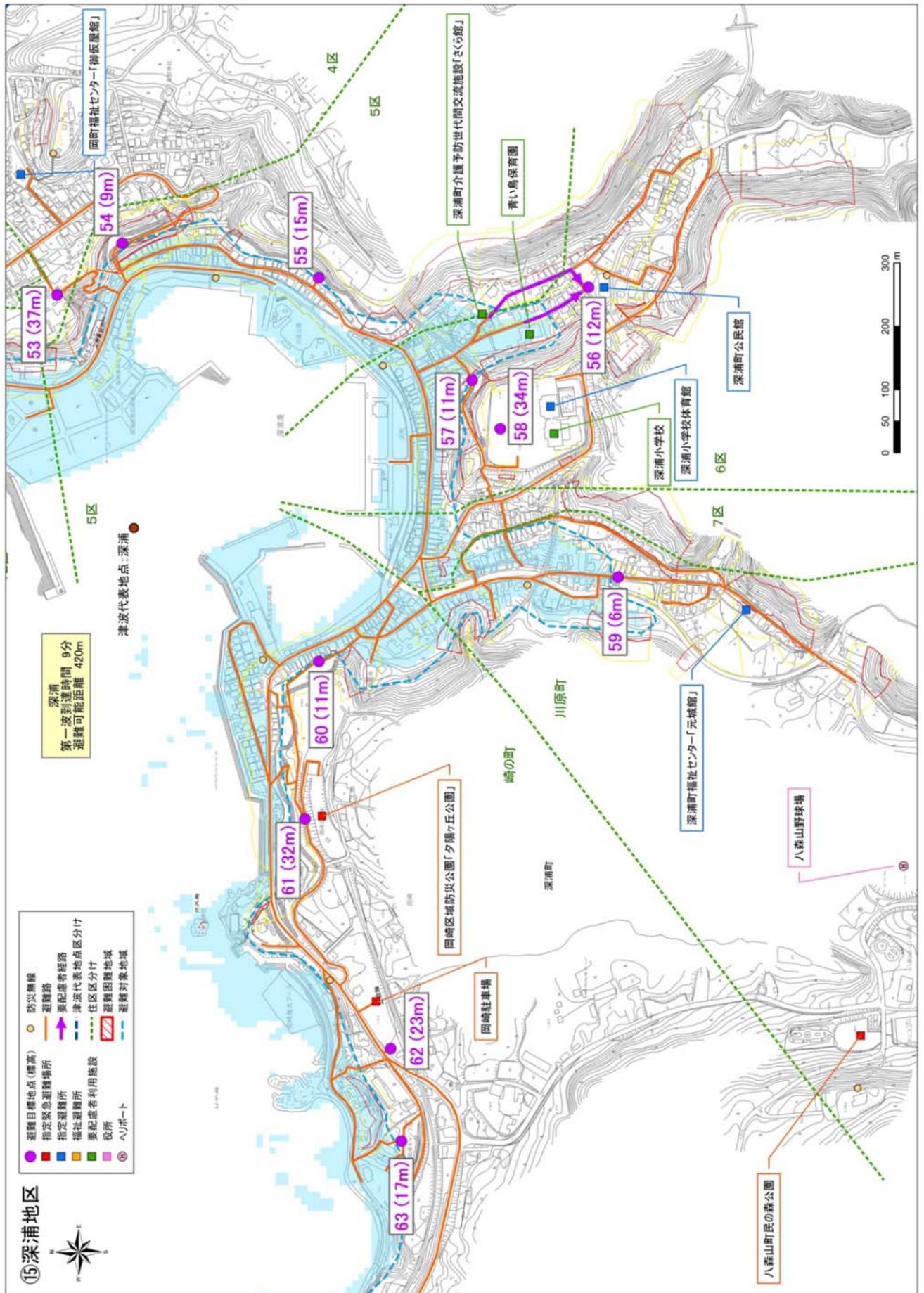


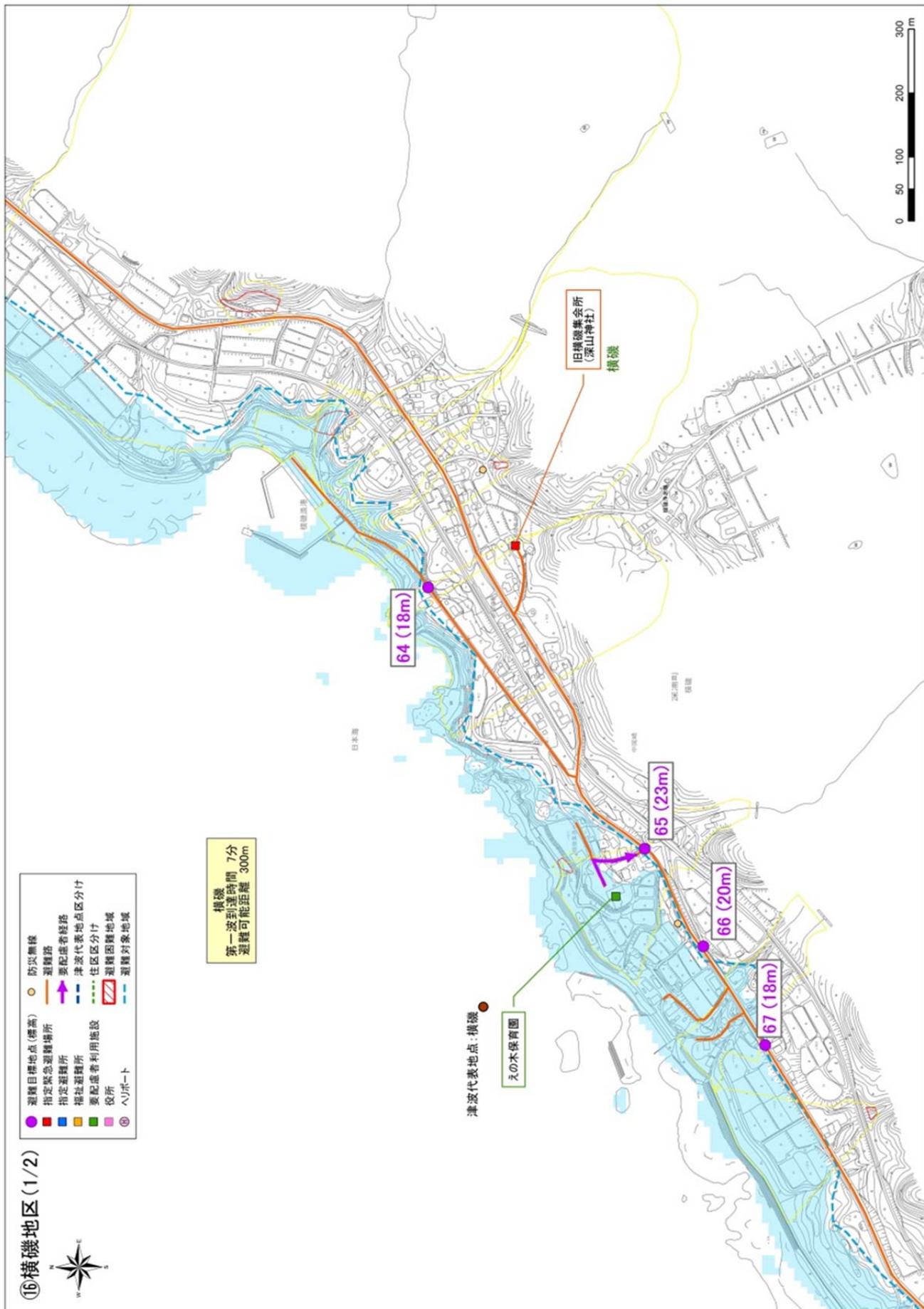
日本海

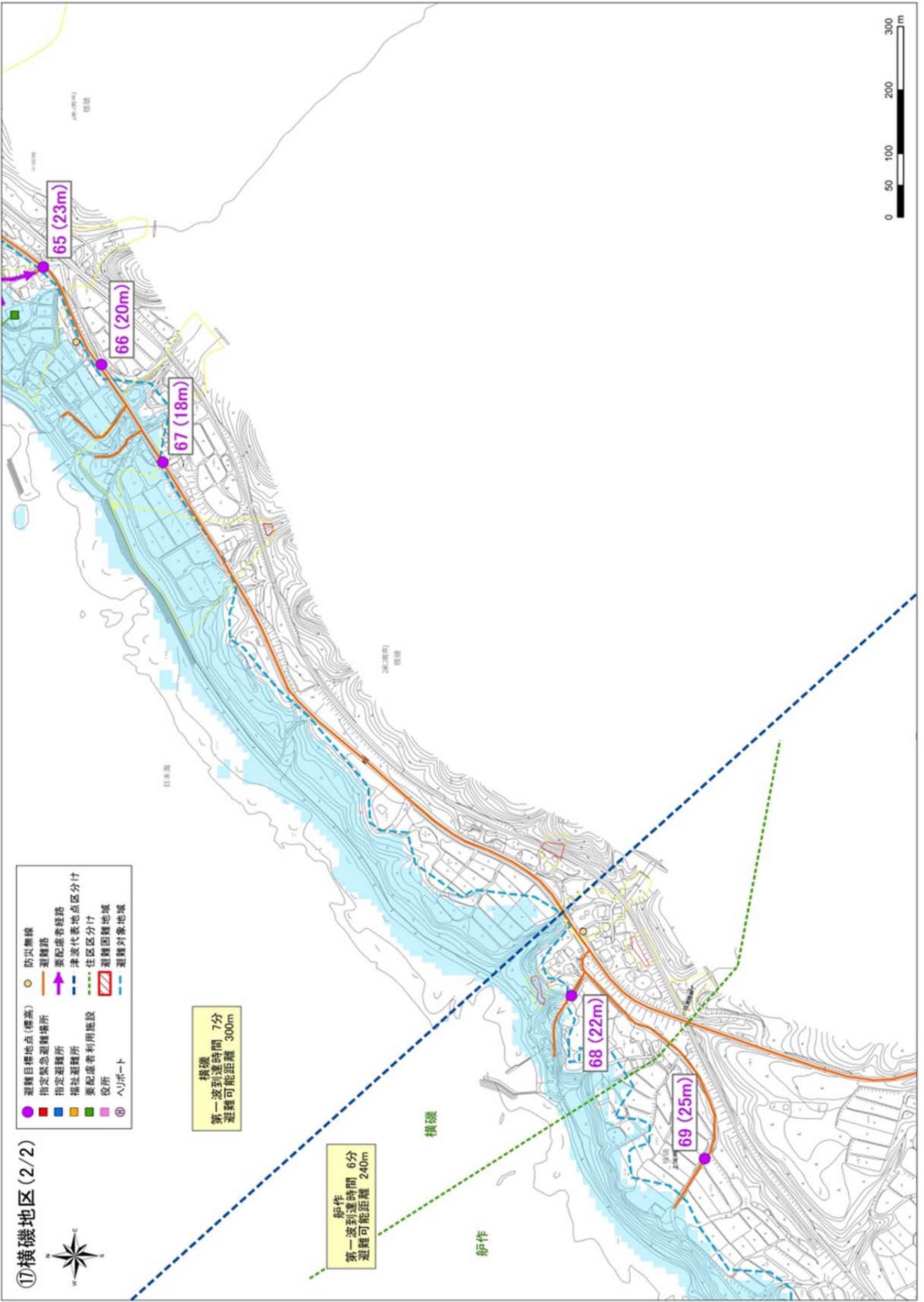








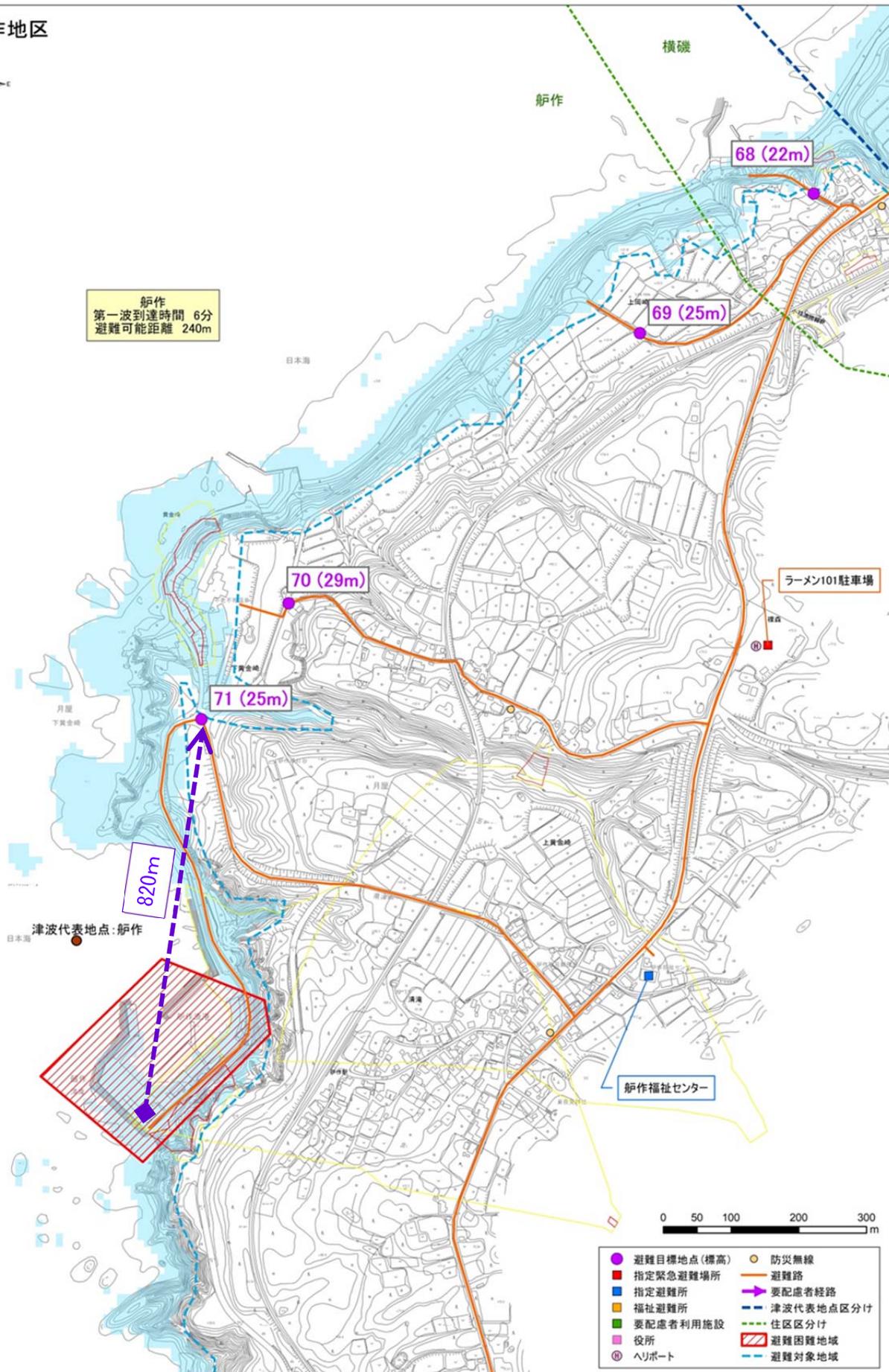




⑱ 船作地区

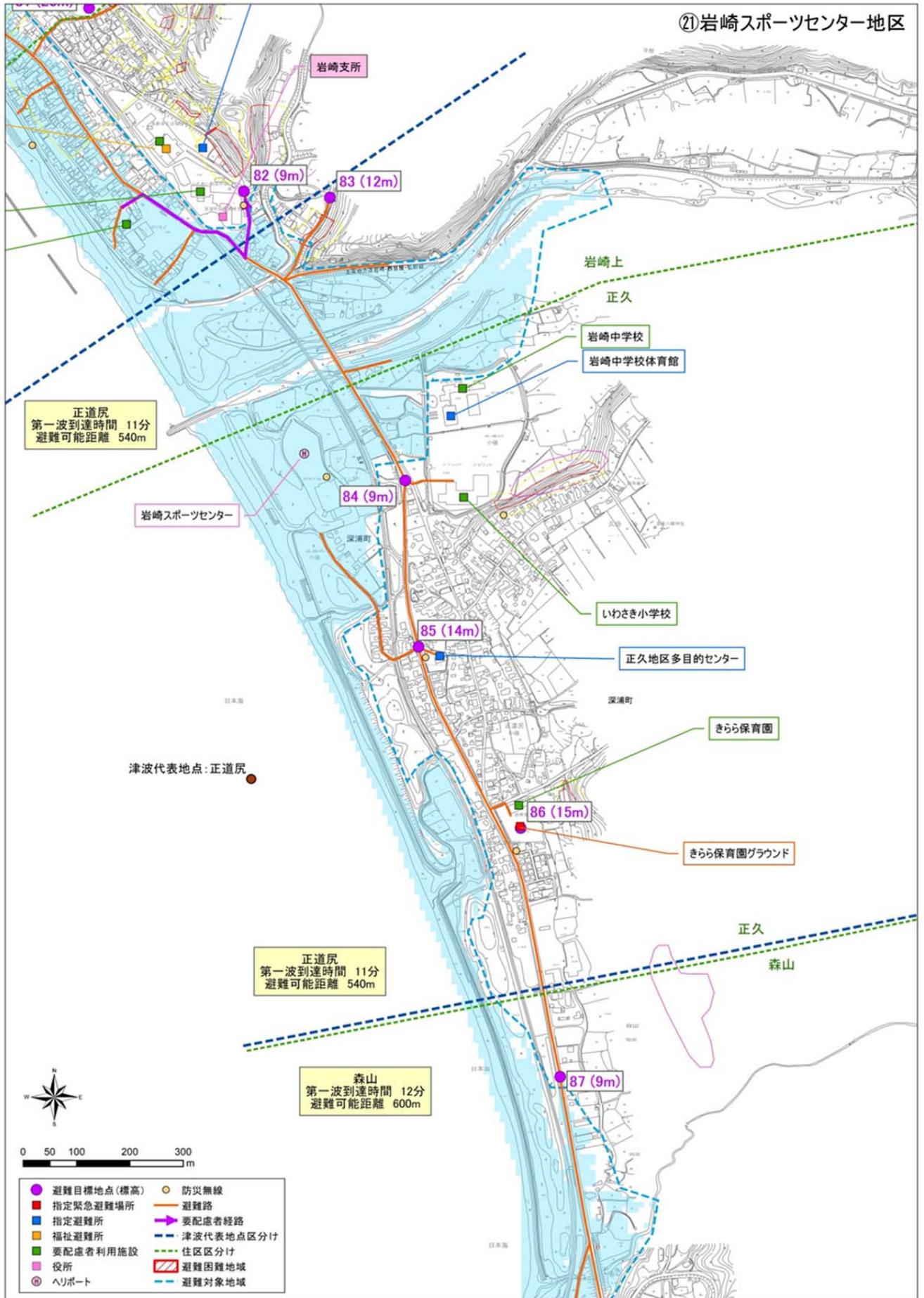


船作
第一波到達時間 6分
避難可能距離 240m

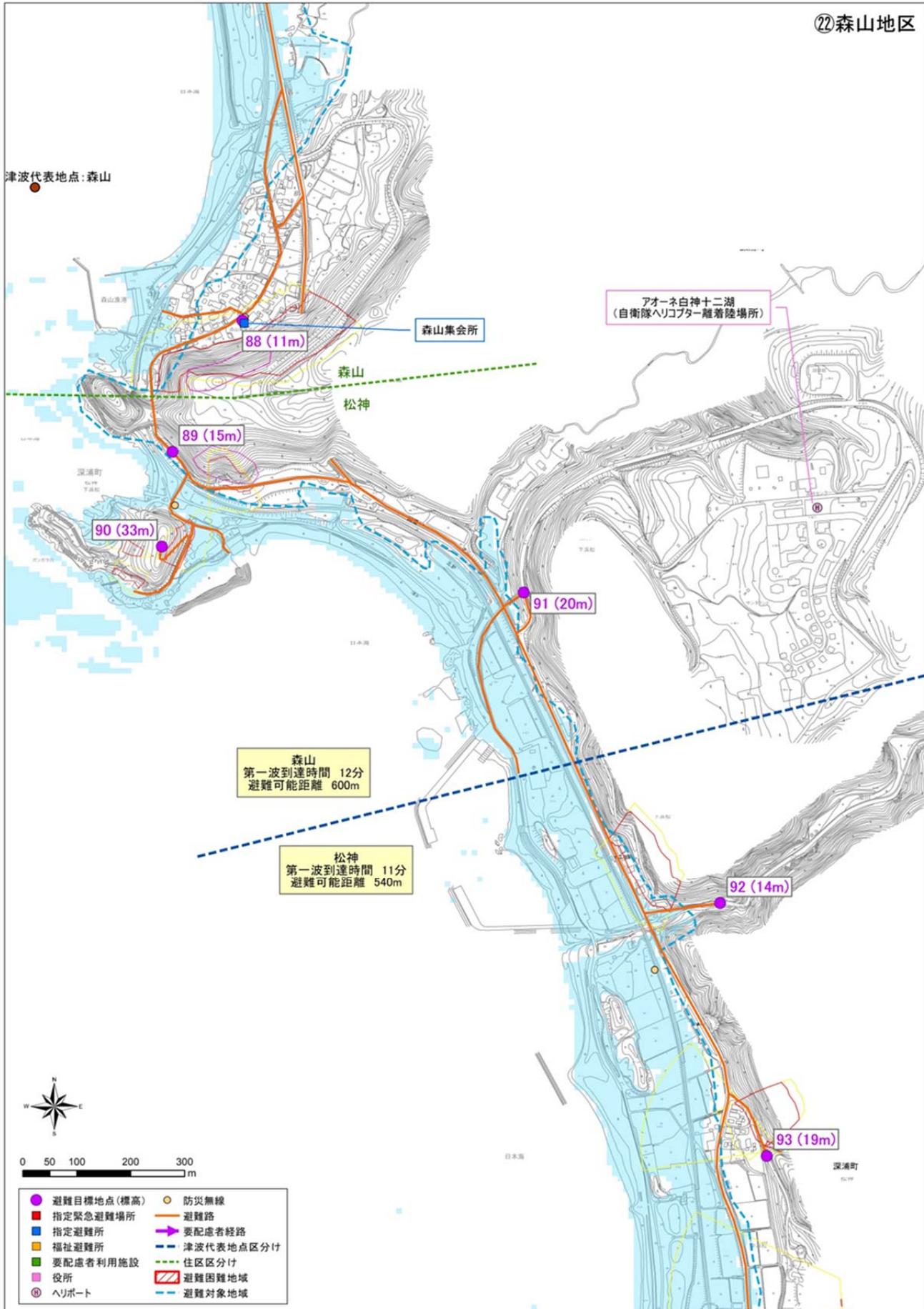


- 避難目標地点(標高)
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 役所
- ⊙ ヘルポート
- 防災無線
- 避難路
- 要配慮者経路
- 津波代表地点区分け
- 住区分け
- ▨ 避難困難地域
- 避難対象地域

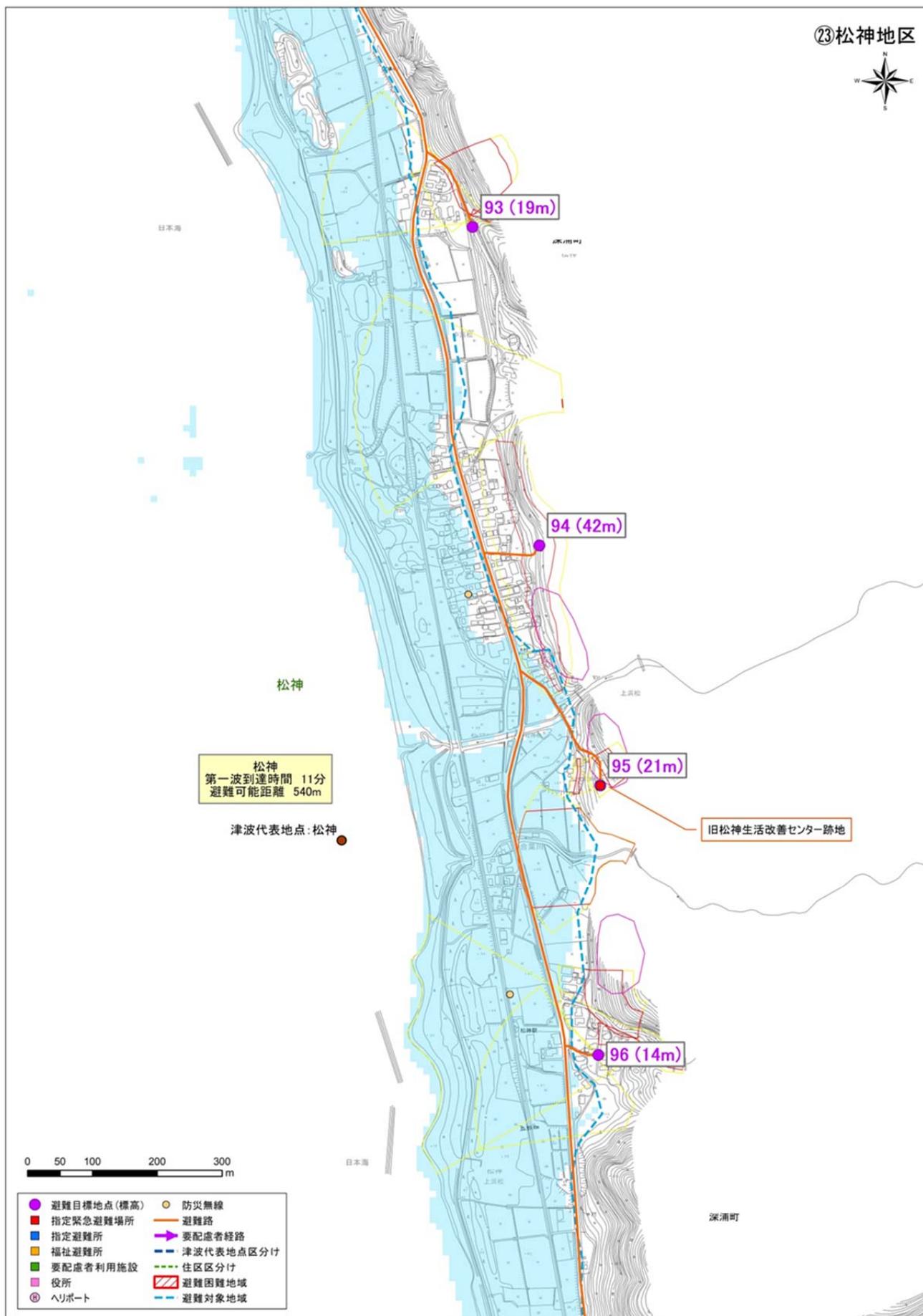
②1 岩崎スポーツセンター地区



② 森山地区



②松神地区



⑭松神発電所地区

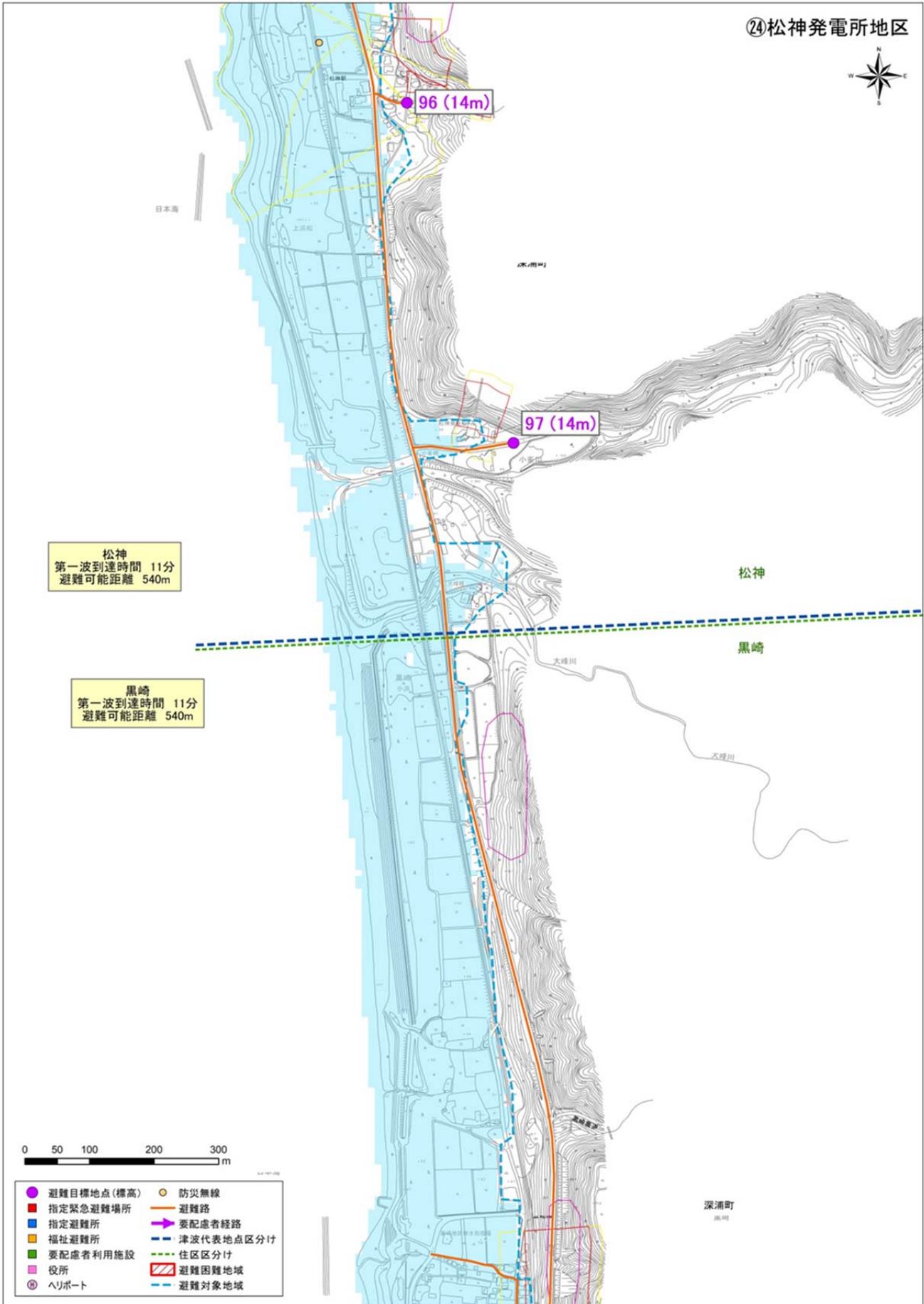


松神
第一波到達時間 11分
避難可能距離 540m

黒崎
第一波到達時間 11分
避難可能距離 540m



- | | |
|--------------|-------------|
| ● 避難目標地点(標高) | ○ 防災無線 |
| ■ 指定緊急避難場所 | — 避難路 |
| ■ 指定避難所 | → 要配慮者経路 |
| ■ 福祉避難所 | — 津波代表地区区分け |
| ■ 要配慮者利用施設 | — 住区分け |
| ■ 役所 | ■ 避難困難地域 |
| ⊙ レポート | ■ 避難対象地域 |



②⑥大間越地区(1/4)



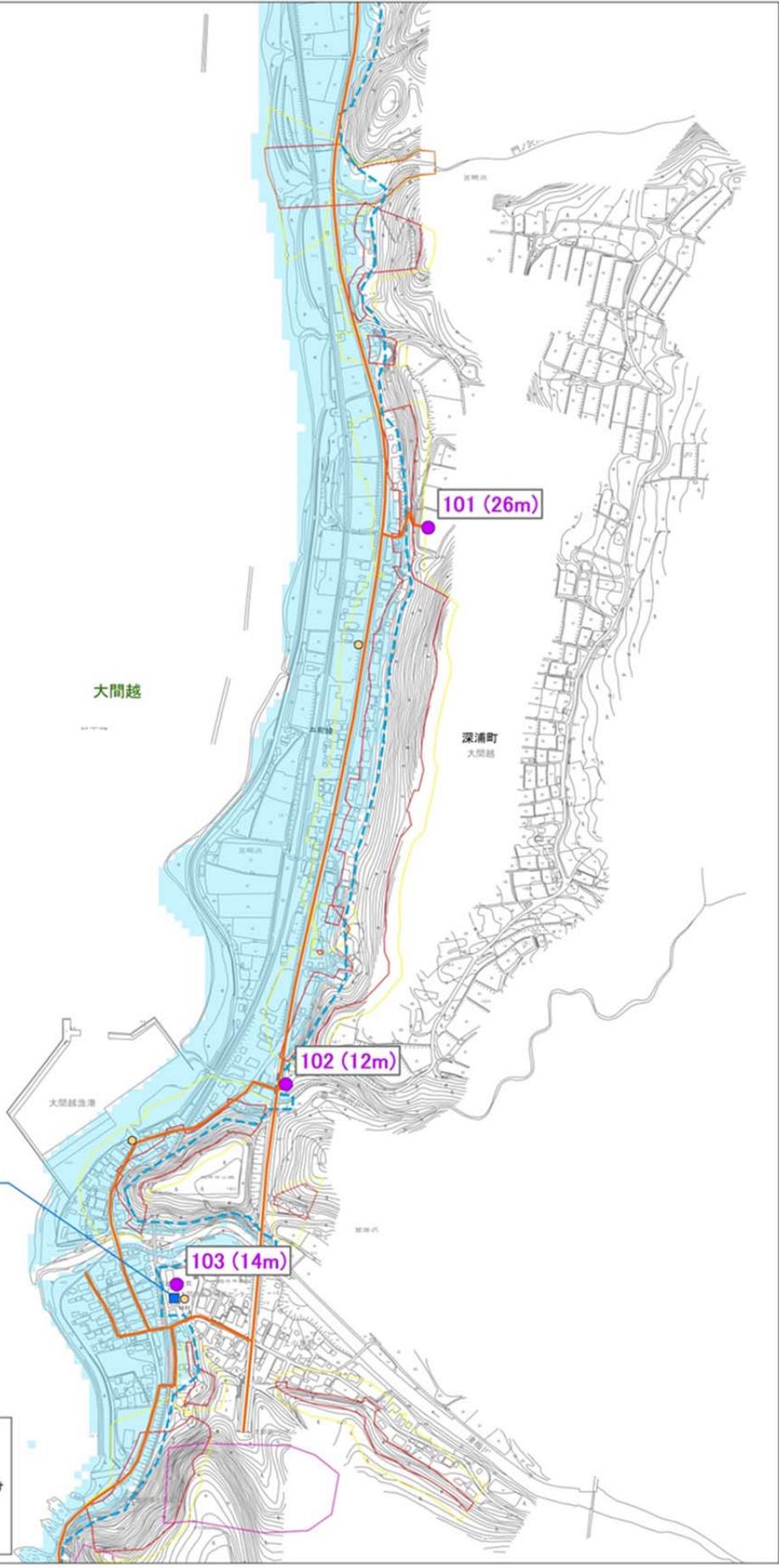
大間越
第一波到達時間 11分
避難可能距離 540m

大間越コミュニティセンター

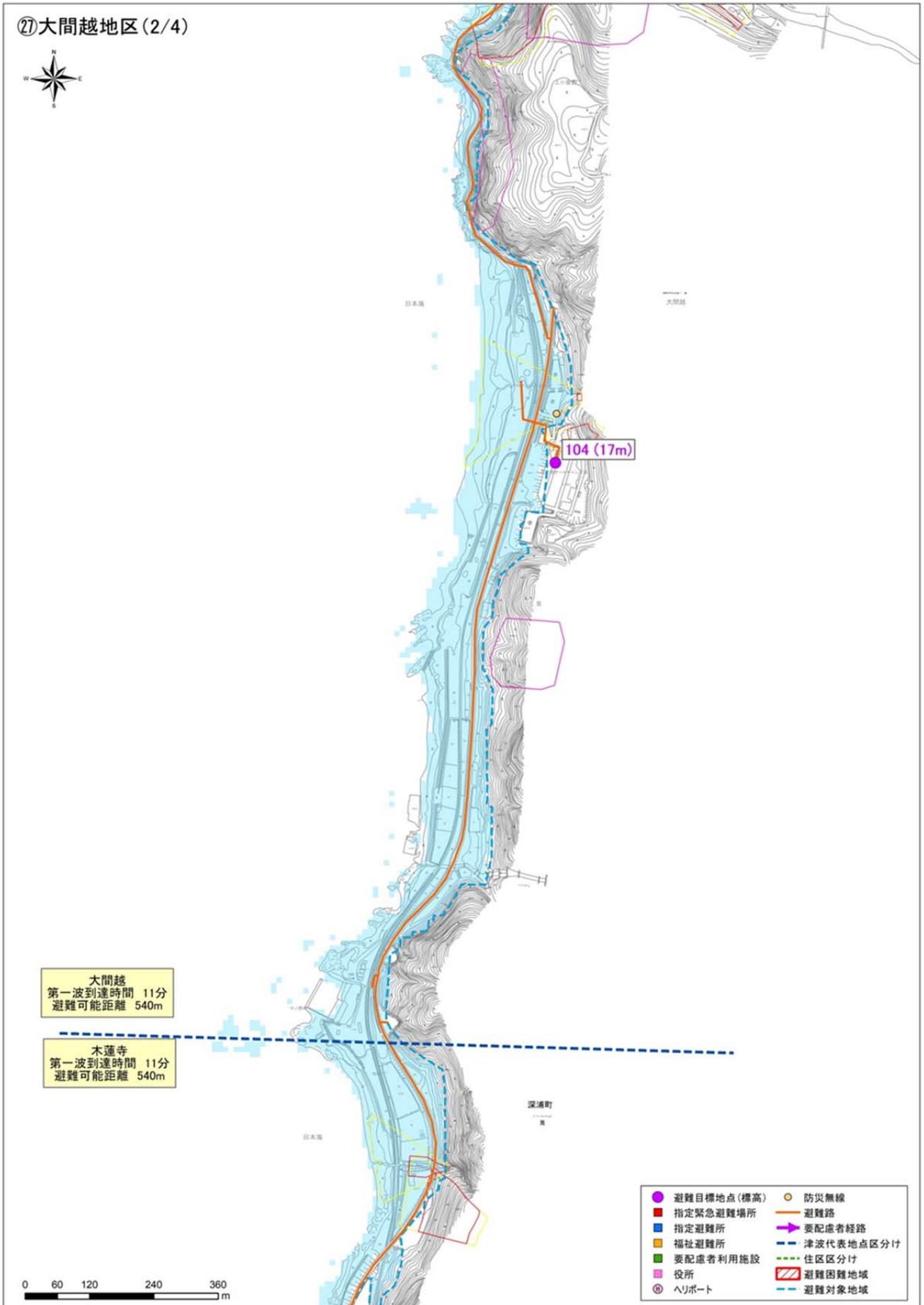
津波代表地点:大間越



- | | |
|--------------|-------------|
| ● 避難目標地点(標高) | ○ 防災無線 |
| ■ 指定緊急避難場所 | — 避難路 |
| ■ 指定避難所 | → 要配慮者経路 |
| ■ 福祉避難所 | — 津波代表地点区分け |
| ■ 要配慮者利用施設 | — 住区分分け |
| ■ 役所 | ■ 避難困難地域 |
| ⊙ ヘリポート | — 避難対象地域 |



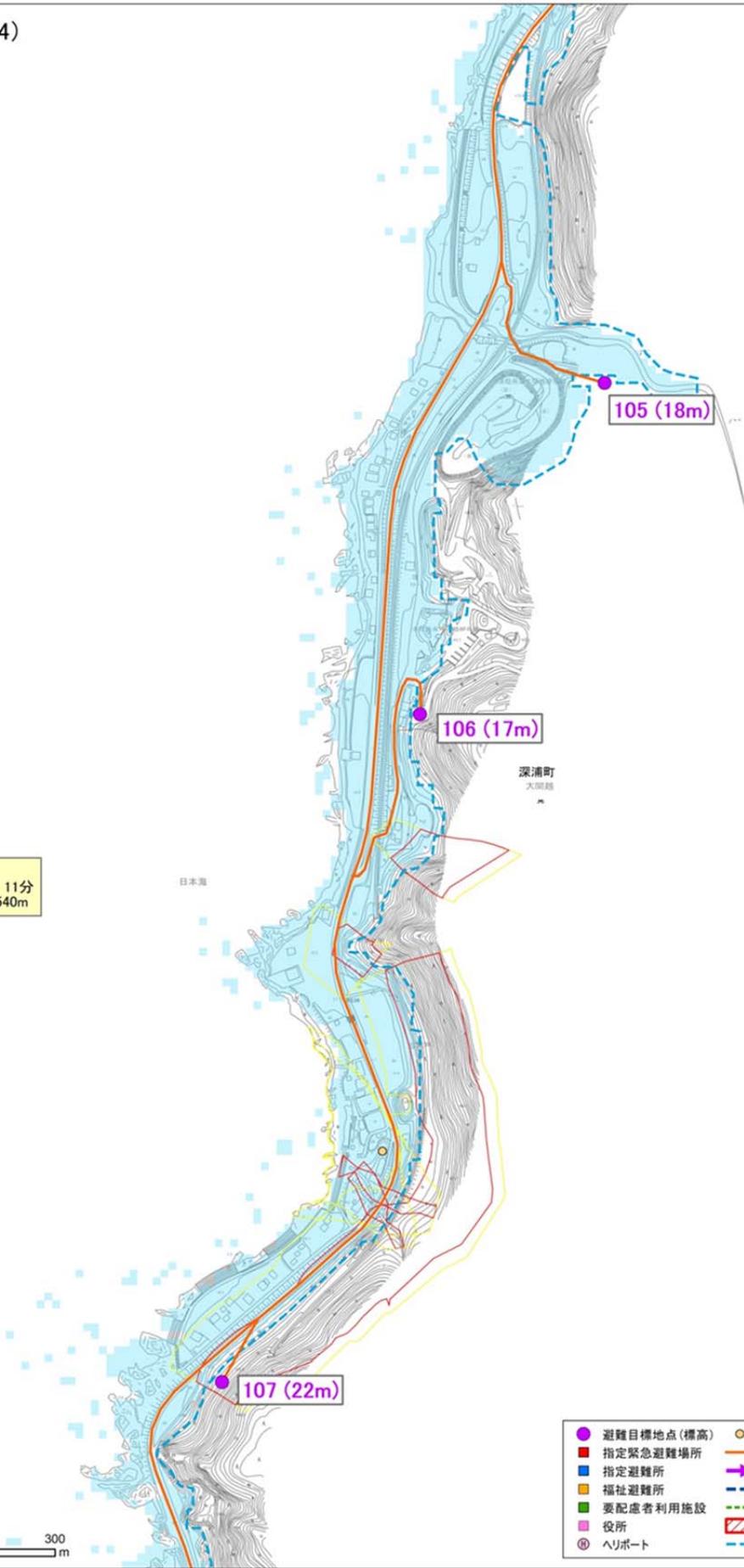
㉗大間越地区(2/4)



⑳大間越地区(3/4)

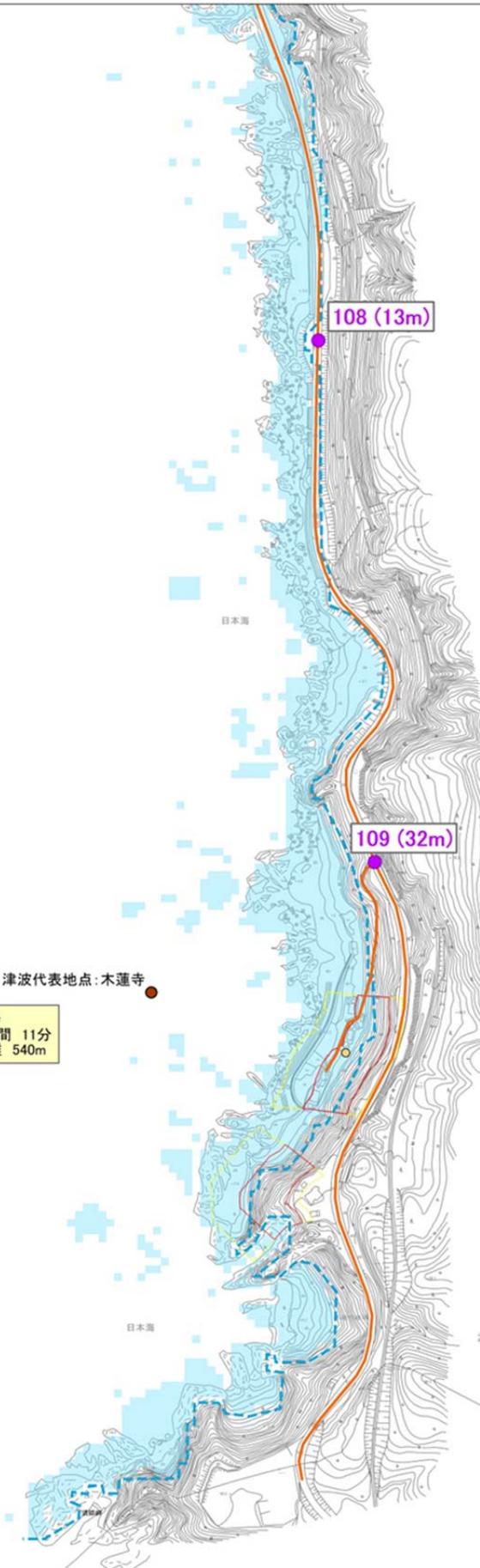


木蓮寺
第一波到達時間 11分
避難可能距離 540m



- 避難目標地点(標高)
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 要配慮者利用施設
- 役所
- ⊙ ヘルポート
- 防災無線
- 避難路
- 要配慮者経路
- 津波代表地点区分け
- 住区分け
- 避難困難地域
- 避難対象地域

㊸大間越地区(4/4)



木蓮寺
第一波到達時間 11分
避難可能距離 540m

津波代表地点: 木蓮寺



- | | |
|--------------|---------------|
| ● 避難目標地点(標高) | ○ 防災無線 |
| ■ 指定緊急避難場所 | — 避難路 |
| ■ 指定避難所 | → 要配慮者経路 |
| ■ 福祉避難所 | --- 津波代表地点区分け |
| ■ 要配慮者利用施設 | --- 住区分分け |
| ■ 役所 | ■ 避難困難地域 |
| Ⓜ ヘルポート | --- 避難対象地域 |

第4章 計画動員

町の地域内において災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがある場合に、町は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定める。

1. 災害配備基準

1 配備基準

配備基準は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
1号配備 (準備態勢) 災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	1 町内で震度4を観測したとき。 2 町長が特にこの配備を指示したとき。	1 総務課は、地震・津波情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢を整える。	1 関係課及び災害応急対策要員又は災害警戒対策要員が対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
2号配備-1 (警戒態勢) 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	1 町内で震度5弱を観測したとき。 2 町内沿岸に津波注意報が発表されたとき。 3 町長が特にこの配備を指示したとき。	1 総務課は、地震・津波情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は、各種情報収集に努め、総務課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。 3 状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる体制を整える。	1 関係課及び災害応急対策要員又は災害警戒対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、関係課の災害応急対策要員又は災害警戒対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
2号配備-2 (警戒態勢) 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	1 町内で震度5強の地震を観測したとき。 2 町内沿岸に津波警報が発表されたとき。 3 秋田県に大津波・津波警報が発表されたとき。 4 町長が特にこの配備を指示したとき。	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる体制を整える。	1 各課室及び各出先機関の災害応急対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、各課室及び各出先機関の災害応急対策要員が登庁して対処する。なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。

配 備 区 分	配 備 時 期	実 施 内 容	配 備 要 員
3号配備 (非常配備) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢	1 町内で震度6弱以上の地震を観測したとき。 2 町内沿岸に大津波警報が発表されたとき。 3 町長が特にこの配備を指示したとき。	1 災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。 2 休日等の勤務時間外においても、全職員が登庁して対処する。

- (注) 1 「関係課」とは、町長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。
2 「災害応急対策要員」とは、災害警戒対策要員に指定された職員及び各課長が災害応急対策にあたることとして指名した職員をいう。
3 「災害警戒対策要員」とは、関係課の長が災害警戒対策に当たることとして指名した職員をいう。
4 平成29年2月に消防庁即報要領が改正となり、報告基準が震度5弱からとなったことなどを踏まえ、県では、職員参集における全庁対応の基準を「震度4」から「震度5弱」に変更している(平成29年4月1日から運用開始)。

2. 職員の動員

(1) 動員の方法

ア 職員の動員は、初動体制マニュアルに基づくものとし、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお連絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



(イ) 本部設置時



イ 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

ウ 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務部長に応援職員の配置を求めることができる。

エ 総務部長は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

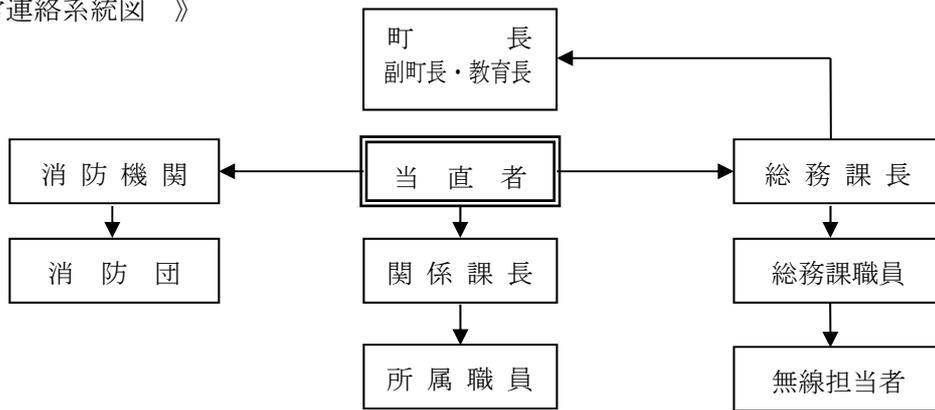
電話連絡網等の具体的連絡方法を定める

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。

電話連絡網等の具体的連絡方法を定める

《 非常連絡系統図 》



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに上司の指示を仰ぎ所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属部長（班長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。

第5章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

次の点に留意して、避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職員、消防団員、民生委員などの安全確保を図る。

- ① 自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提であること。
- ② 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立すること。
- ③ 避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事するものの安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時においては大きな問題であるから、避難行動要支援者自らの防災対策の検討や地域や行政における支援のあり方の十分な議論が必要であること。
- ④ 災害対策本部や防災行政無線の通報設備が設置される庁舎、消防署や消防団詰所などの設置場所の安全性の点検、移転を含めた安全対策の検討が必要であること。

第6章 津波情報等の収集・伝達

1. 津波警報・注意報、津波予報

(1) 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に気象庁が発表する津波警報等は、次の表のとおりである。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (特別警報)	内陸まで影響が及ぶ大津波のおそれ大きいときに発表 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

(注)・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波予報

津波による災害が発生するおそれがない場合に気象庁が発表する津波予報は、次の表のとおりである。

発表基準	内容
津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

2. 地震・津波に関する情報

(1) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警戒又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

(2) 津波情報

津波情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報(※1)	沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報(※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であ

ることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

3. 地震・津波が発生するおそれのある異常気象

区分	現象	備考
地象に関する事項	群発地震	数日間に渡り、体を感じるような揺れが頻繁に発生する地震
水象に関する事項	異常潮位	津波、周期的な海水の動揺、その他潮位に以上を認めたもの
	異常波浪	異常な高さを示す波浪、うねり

4. 情報の収集手段

時間経過	気象庁からの情報	青森県総合防災 情報システム	防災情報 ネットワーク
地震発生後 約2分	地震情報「震度速報」	防災情報提供システム 地震情報	なし
地震発生後 約3分	大津波警報・津波警報、津波注意報	防災情報提供システム 津波警報・注意報及び情報	FAX 送信
	津波情報 「津波到達予想時刻・予想される津波 の高さに関する情報」	防災情報提供システム 津波警報・注意報及び情報	FAX 送信
	津波情報 「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻 に関する情報」	防災情報提供システム 津波警報・注意報及び情報	FAX 送信
地震発生後 約5分	地震速報 「震源・震度に関する情報」	防災情報提供システム 地震情報	FAX 送信
	地震情報 「各地の震度に関する情報」	防災情報提供システム 地震情報	FAX 送信
	津波情報 「津波観測に関する情報」	防災情報提供システム 津波警報・注意報及び情報	なし

5. その他の情報収集体制

(1) 津波警報等が発表される前で、災害発生のおそれがある段階

ア 強い揺れ（震度4程度以上の地震）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

(ア) 総務課員・深浦消防署職員は、青森県からなんらかの通報が届くまで、少なくとも30分は海面の状態を監視する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

(イ) 津波警報等の伝達は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合が多いので、地震発生後は、放送を聴取する。

(ウ) 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

イ 異常な水象を知ったときは、県、鯉ヶ沢警察署及び関係機関に通報するとともに、上記アに準じた措置を行う。

(2) 津波警報等が発表され、災害発生のおそれがある段階

ア 総務課員・深浦消防署職員は、直ちに海面監視を実施する。
ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

イ 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

監視場所	監視人	備考
岡崎海岸	総務課 深浦消防署	
深浦港岸壁	総務課 深浦消防署	
舳作漁港岸壁	新深浦町漁協舳作支所 地元消防団員	
風合瀬漁港岸壁	風合瀬漁協 地元消防団員	
大戸瀬漁港岸壁	新深浦町漁協 地元消防団員	
岩崎漁港岸壁	新深浦町漁協岩崎支所 深浦消防署岩崎分署	

6. 津波・地震情報等の伝達

(1) 津波警報等及び地震情報等の伝達方法

ア 関係機関から通報される、又は全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により受信した津波警報等及び地震情報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。

イ 当直員が受領した場合は、直ちに総務課長に伝達する。

ウ 津波警報等及び地震情報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て各課長、関係機関及び一般住民に通報する。

エ 関係機関等への通報及び一般住民に対する通報は、次表のとおりとする。

(2) 町は、住民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

伝達責任者	伝達先等				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	庁内各課等		庁内放送	関係課長へ電話 (宿日直員が受領した場合は、宿日直員が関係課長へ電話)	津波注意報・警報 (地震情報等)
	岩崎支所	77-2111	電話		
	大戸瀬支所	76-2311	電話		
	鱒ヶ沢地区 消防事務組合 消防本部	74-4527	電話	電話	〃
	深浦消防署 岩崎分署	74-2994 77-2119	電話	電話	〃
農林水産課長	JA つがるにしきた 深浦支店	84-1001	電話	受領責任者へ 電話	〃
	JA つがるにしきた 岩崎支店	77-3111			
	つがる森林組合深 浦支所	74-2208			
	深浦漁協	74-2411	電話	受領責任者へ 電話	津波注意報・警報 (地震情報等)
	新深浦町漁協	76-2511	電話		
	新深浦町漁協 舩作支所	75-2150	電話		
	風合瀬漁協	76-3086	電話		
農林水産課長	新深浦町漁協 岩崎支所	77-2121	電話	受領責任者へ 電話	津波注意報・警報 (地震情報等)
	大間越漁協	78-2004	電話		

オ 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

町長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、災害時要援護者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長	町全住民	広報車、防災行政無線（J-ALERT等を含む。）	津波警報 津波注意報

<津波警報等の周知>

津波警報等・地震情報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に伝達する。

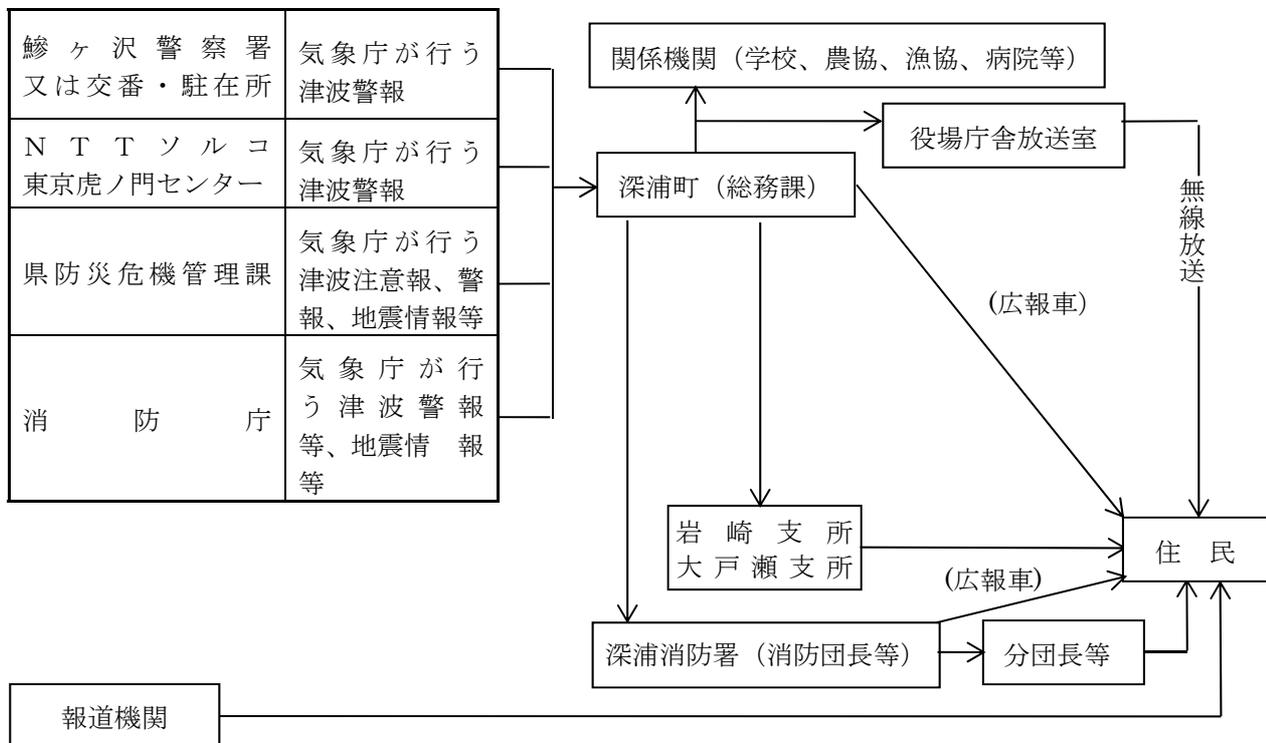
情報の種類、発表基準及び伝達方法等は町地域防災計画によるほか、町における沿岸住民に対する津波警報等の周知方法は次のとおりとする。

区分	打鐘標識	サイレン標識	その他
津波注意報	●—●—●—●—●	10秒 2秒 10秒	広報車、防災行政無線(同報無線)、有線放送

津波警報	●—● ●—●	5 秒 6 秒 5 秒	〃
大津波警報	●—●—●—●	3 秒 2 秒 3 秒	〃
津波注意報 〔津波注意報解除〕 〔津波警報解除〕	● ● ●—●	10 秒 3 秒 1 分	〃

7. 津波予報・地震情報等の伝達系統

津波警報等及び地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



8. 青森県震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達

迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークの表示装置により震度3以上を確認した場合は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員）等が上記1. に準じて伝達する。

9. 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象とは、群発地震や数日間にわたり体を感じるような地震などの地象に関する事項及び異常潮位や津波、周期的な海面変動などの水象に関する事項をいう。

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

イ 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに町長に通報する。

ウ 町長の通報

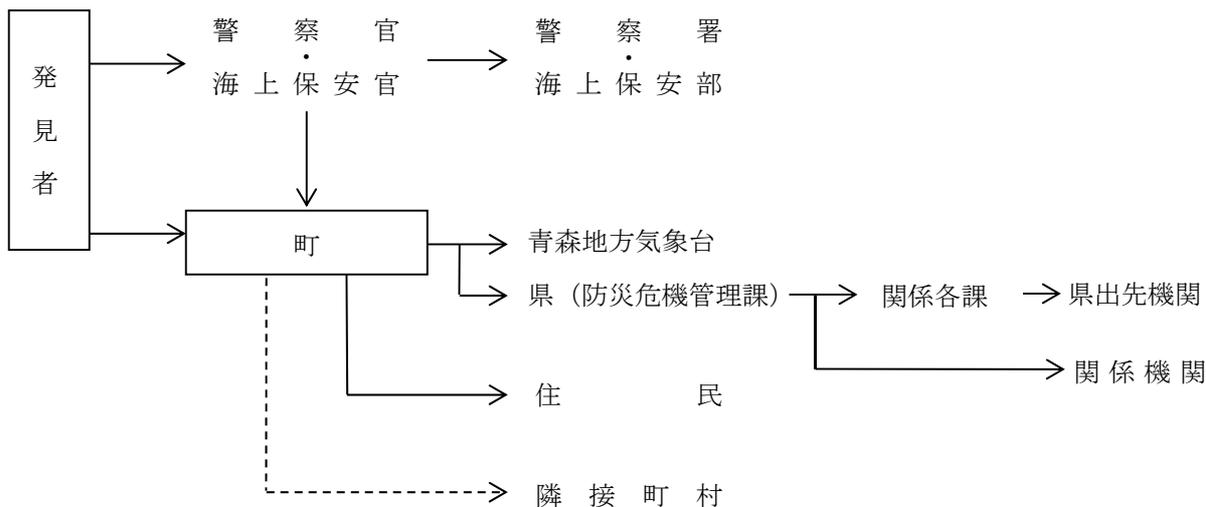
通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台

(イ) 県（防災危機管理課）

通報系統図



防災関係機関連絡先一覧

機関名	電話番号	住所
深浦消防署	0173-74-2994	深浦町大字広戸字家野上 107-3
深浦消防署岩崎分署	0173-77-2119	深浦町大字岩崎字松原 51-7
鱒ヶ沢警察署	0173-72-2151	鱒ヶ沢町大字本町 207
鱒ヶ沢警察署深浦交番	0173-74-2007	深浦町大字深浦字苗代沢 83-1
鱒ヶ沢警察署北金ヶ沢駐在所	0173-76-2052	深浦町大字関字栃沢 84-16
鱒ヶ沢警察署麴木駐在所	0173-74-3442	深浦町大字麴木字亀ヶ崎 165-1
鱒ヶ沢警察署岩崎駐在所	0173-77-2110	深浦町大字岩崎字松原 51-17
鱒ヶ沢警察署大間越駐在所	0173-78-2002	深浦町大字大間越字宮崎浜 11-18

第7章 避難指示（緊急）の発令

1. 避難指示（緊急）の基準

(1) 対象区域及び判断要領

町沿岸部に到達する日本海側海溝地震による津波到達時間は、地域ごとに差異はあるが、最速6分から10分前後と極めて短時間であり、危険地域から一刻も早い避難が必要であるため、段階的に避難勧告等を発令せず避難指示（緊急）のみ発令する。

津波災害の避難勧告等は、以下の避難勧告等判断基準に該当する場合に、即時に判断する。

(2) 避難勧告等発令の判断基準

	避難勧告等判断基準	立ち退き避難対象地区	
避難指示 (緊急)	①警報等 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。 ②停電、通信途絶の状況により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合。	大津波警報	最大クラスの津波により浸水が想定される地域 (目安：深浦町津波ハザードマップ津波水深で着色された全地域。ただし避難する場合は更に高台へ避難すること。)
		津波警報	①海岸堤防がない又は低いため高さ3mの津波によって浸水が想定される地域 ②津波の遡上が予想される入り江、河川河口付近 (目安：深浦町津波ハザードマップ津波浸水域で緑・黄緑色を除く地域。ただし避難する場合は更に高台へ避難すること。)
		津波注意報	①漁業者若しくは海岸の港湾施設等の従事者、又は遊漁者・海水浴客等を対象として、堤防等より海側の地域 ②1mの津波によって浸水が想定される地域 ③堤防がなく地盤が低い地区
避難勧告解除	①大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されたとき。 ②津波浸水が発生した場合は、当該地域の避難指示（緊急）が解除され、かつ住宅地等の浸水が解消したとき。		

2. 避難指示（緊急）の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難指示（緊急）等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水、津波又は高潮による避難の勧告、指示は、次の信号による。（津波による避難を含む。）

警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号		
乱 打	約 1 分	約 5 秒	約 1 分
	○——	休 止	○——

- (イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。
- (ウ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。
- (エ) 広報車により伝達する。
- (オ) 情報連絡員（等）による戸別訪問、マイク等により伝達する。
- (カ) 電話により伝達する。
- (キ) Lアラート（災害情報共有システム）
- (ク) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）

イ 町長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

- (ア) 避難が必要である状況、避難指示（緊急）の理由
 - (イ) 危険区域
 - (ウ) 避難対象者
 - (エ) 避難路
 - (オ) 避難場所
 - (カ) 移動方法
 - (キ) 避難時の留意事項
 - （参考）情報連絡員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。
 - ・戸締り、火気の始末を完全にすること。
 - ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。
 - （食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む。）等）
 - ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

ウ 避難勧告等の伝達文

	伝達文内容
避難指示（緊急） * 大津波警報・津波警報が発令された場合	①こちらは、防災ふかうら広報、緊急連絡です。（2回繰り返す） ②〇時〇〇分、日本海沿岸に（大）津波警報が発表され、沿岸全域に、避難指示を発令しました。 ③ただちに、海岸や河川から離れ、高台へ、大至急、避難せよ。（2回繰り返す）
避難指示（緊急） * 強い揺れを感じ即座に必要性を認めた場合	①こちらは、防災ふかうら広報、緊急連絡です。（2回繰り返す） ②強い揺れの地震がありました。 ③津波が発生する可能性があるため、沿岸全域に、避難指示を発令しました。 ④ただちに、海岸や河川から離れ、高台へ、大至急、避難せよ。（2回繰り返す）

	繰り返す)
避難指示（緊急） *津波注意報が発表された場合	①こちらは、防災ふかうら広報、緊急連絡です。（2回繰り返す） ②津波注意報が発表されたため、町内沿岸全域に、避難指示を発令しました。 ③海の中や海岸付近は危険です。 ④ただちに、海岸や河川から離れてください。（2回繰り返す。）
避難勧告等の解除	①こちらは、防災ふかうら広報です。 ②避難勧告等の解除について、お知らせします。 ③〇〇地区に発令した、〇〇災害に関する避難勧告等は、ただ今津波警報が解除され、津波災害の危険が無くなったため、解除しました。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難の勧告又は指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



3. 避難誘導等

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア 避難の勧告又は指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は町内会などの単位とする。

イ 避難の勧告又は指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

第8章 津波防災教育・啓発

地震・津波災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から地震・津波災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1. 防災業務担当職員に対する防災教育

町は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 地震・津波災害についての一般的知識の習得
- (2) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識の習得
- (3) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (4) 災害を体験した者との懇談会
- (5) 災害記録による災害教訓等の習得

2. 住民に対する防災思想の普及

(1) 町は、津波による人的被害を軽減する方策として、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

ア 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
- (ウ) 防災に関するパンフレット・ポスター等を作成・配布する。また、ホームページを活用する。
- (エ) 防災に関する講演会等を開催する。

イ 普及内容

- (ア) 基礎的な地震・津波災害に関すること
 - ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
 - ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の

後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定避難所の孤立や指定避難所等自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

(イ) 住民のとるべき措置に関すること

(a) 家庭においてとるべき次の措置

(平時)

- ・家庭における各自の役割分担
- ・災害時伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法
- ・家具等重量物の転倒防止対策
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・3日分の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備
- ・指定避難所、避難路の確認
- ・指定避難所における、警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告の発令時にとるべき行動
- ・家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、市町村役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・自動車や電話の使用の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救援への協力
- ・炊き出しや救援物資の配分への協力
- ・その他

(b) 職場においてとるべき次の措置

(平時)

- ・職場の防災会議による役割分担
- ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・ロッカー等重量物の転倒防止対策
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備

- ・重要書類等の非常持出品の確認
- ・防災訓練への参加
(災害時)
- ・身の安全の確保
- ・テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、市町村役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・危険物の安全確保
- ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救護への協力
- ・職場同士の相互協力
- ・その他

(2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及推進を図る。

(3) 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう、次の施策を講じる。

ア 津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、県が津波浸水想定を設定するとともに、町が当該浸水想定を踏まえて指定緊急避難所、避難路等を示す津波ハザードマップを作成し、住民等に配布する。

イ 町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、予測値を示すのか、あるいは数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

ウ 土砂災害危険区域等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示等に含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

エ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

オ 高潮による危険箇所や、指定緊急避難所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等に含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、高潮災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

カ 地震防災マップを作成し、住民等に配布する。

キ 地震防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害から

の避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ク 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

3. 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第9章 避難訓練

津波避難訓練は、地域防災計画に基づき総合防災訓練の一環として定期的実施するとともに、個別訓練としても定期的実施する。訓練結果は検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげると共に、津波避難計画に反映していくこととする。

1. 避難訓練の実施体制

福祉関係機関、消防団、学校、消防本部、消防団、水防団、自主防災組織に加え、漁業関係者、港湾関係者、観光施設、宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。

2. 訓練の内容等

津波浸水想定における津波の発生を想定し、地区ごとにおける津波の高さ、第一波到達時間、津波の継続時間などを津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練を実施する。また、実施時期についても、夜間や異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する。

(1) 警報、注意報、津波情報等の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、機器の操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易でわかり易い表現か）等を検証する。

(2) 津波避難訓練

実際に本計画で想定された避難路・避難目標地点へ避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を確認する。また、夜間訓練の際には街灯等の確認も必要である。

(3) 津波監視・観測訓練

監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟、高台等の安全地域からの目視、監視観測結果、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。なお、東日本大震災では高さ40m程度まで津波が遡上したことなどから、目視による監視の危険性を十分に考慮する必要がある。

第10章 その他の留意点

1. 避難行動要支援者の避難対策

(1) 留意点

ア 施設管理者等の避難対策

社会福祉施設、医療施設、保育施設その他の要配慮者施設のうち、津波災害において円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項を予め定めておく必要がある。また、これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定する必要があり、町は助言等の必要な支援を行う。

学校等の文教施設に当たっては、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、地震・津波災害発生時に迅速かつ的確な行動を取れるよう、学校防災マニュアルの作成をするとともに、訓練を実施する。

イ 情報伝達

津波警報・注意報の伝達手段はサイレン音、半鐘、テレビ、ラジオ等の音声伝達が主体となっており、聴覚障害者や外国人等には情報が伝わりにくいことから、災害時要援護者に対しては地域のコミュニティや自主防災組織、福祉関係団体が支援できるような体制の確立を図る。

ウ 避難行動の援助

行動面で避難に支障を来すことが予想される者にあつては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある。また、避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては車両での避難も検討する。

避難行動要支援者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、予め定めておく。

エ 施設管理者等の避難対策

社会福祉施設、学校、医療施設のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は刑法の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく必要がある。また、これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定する必要があり、町は助言等を通じて必要な支援を行うことが重要である。

(2) 要支援者支援体制の整備

町は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者の把握に努める。また、町は町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

2. 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

(1) 情報伝達

管理者がいる施設の場合には個別受信機の設置等により伝達手段を確保する。また、屋外にいる者に対しては、屋外拡声器、サイレン、旗、電光掲示板等を活用し、避難対策を実施する。

(2) 看板・誘導標識の設置

観光客や土地勘のない外来者が迅速に避難できるよう、海拔・避難方向・指定緊急避難場所等を示した案内看板等の設置に努める。

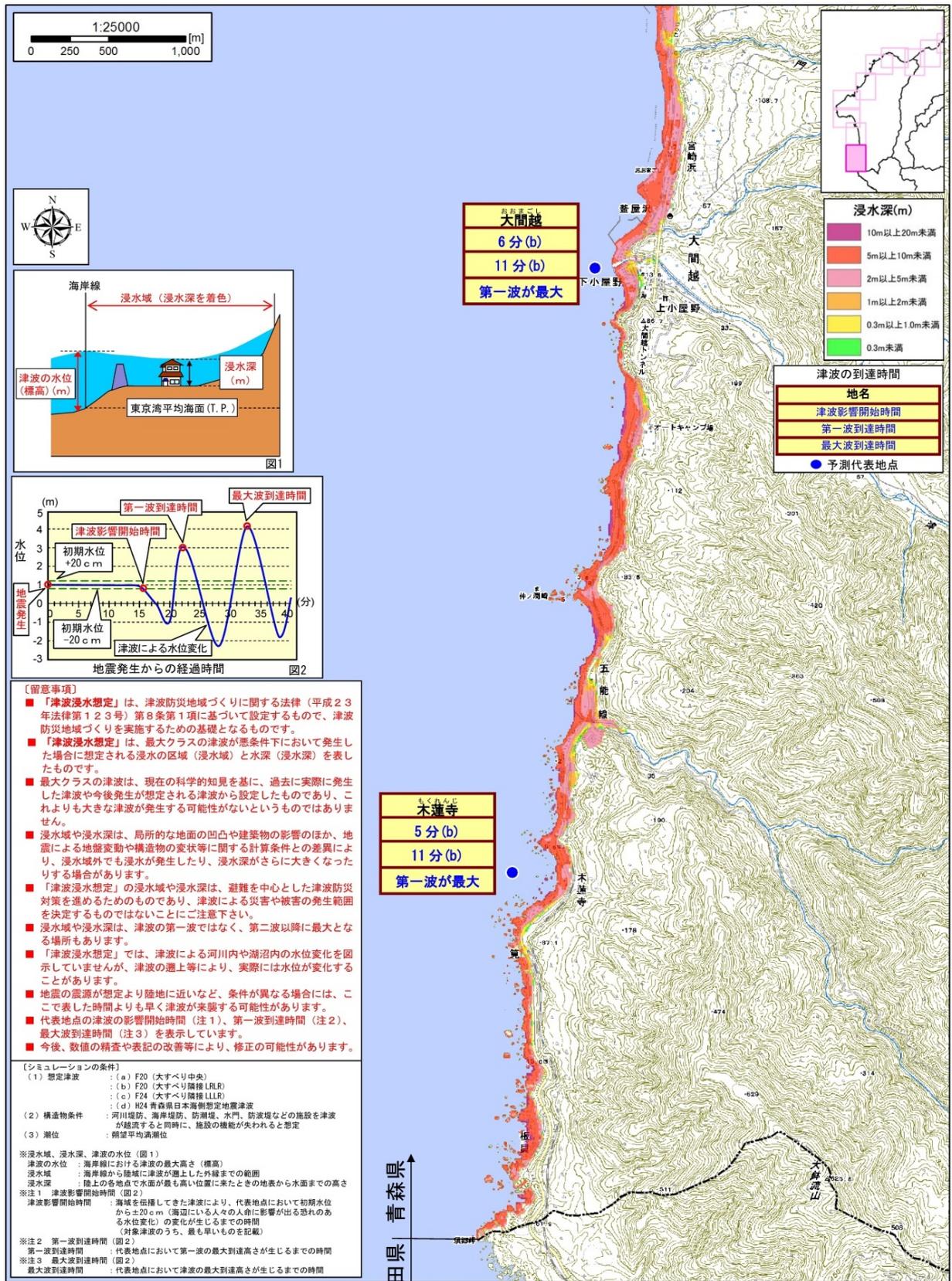
(3) 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあつては、原則として観光客等を指定緊急避難場所へ避難させる必要がある。各施設の管理者は、町や地域住民が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する。

また、町が津波避難計画を策定するに当たっては、こうした施設の管理者等の参画も得ながら、地域ぐるみで策定する必要がある。

資料1 津波浸水想定区域図

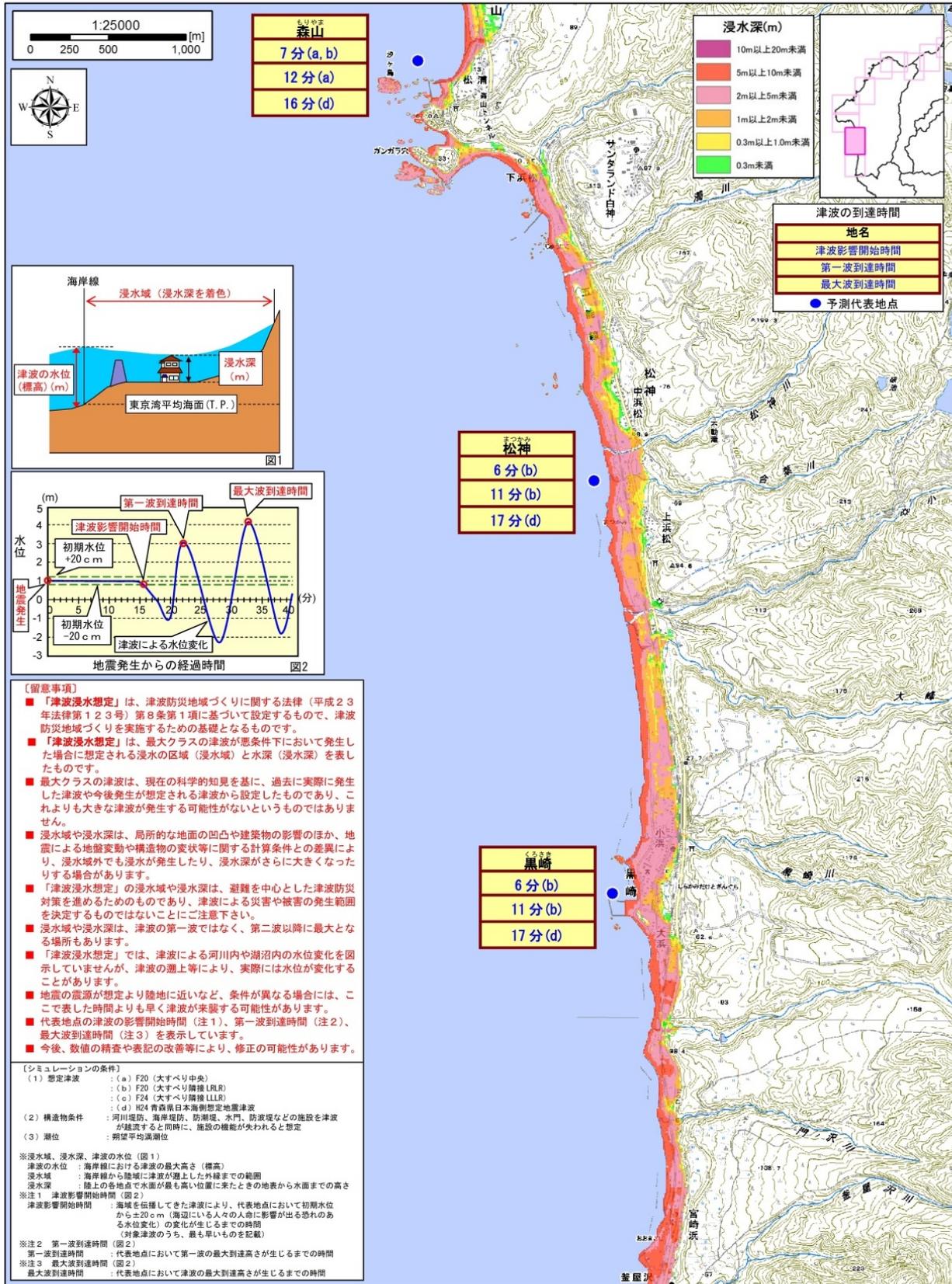
青森県津軽沿岸における津波浸水想定図[白神地域海岸] (深浦町1/8)



※平成二十七年三月 青森県

※この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第334号)
この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000 (地図画像) 及び数値地図25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平24情複、第335号)

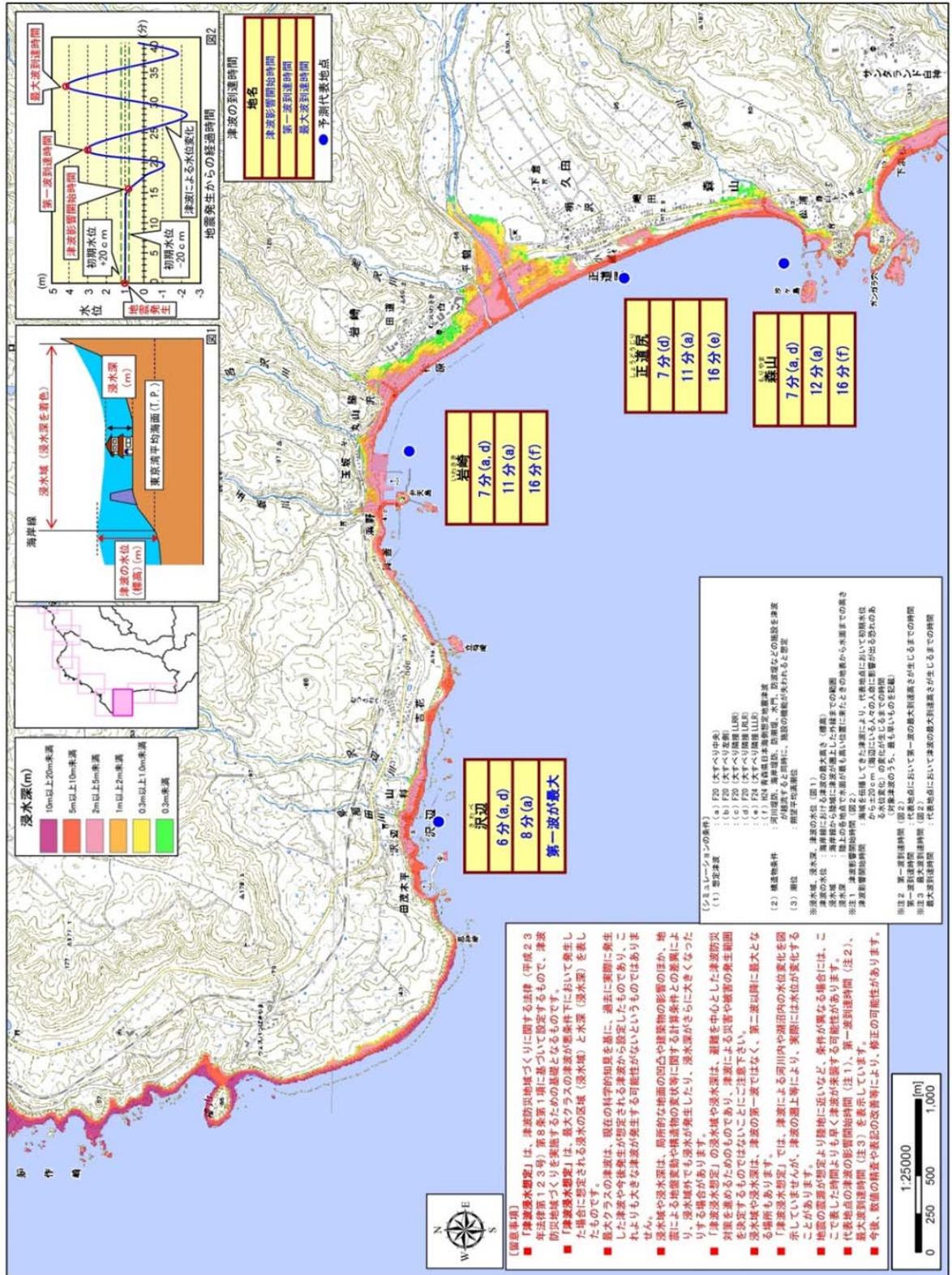
青森県津軽沿岸における津波浸水想定図[白神地域海岸] (深浦町 2/8)



※平成二十七年三月 青森県

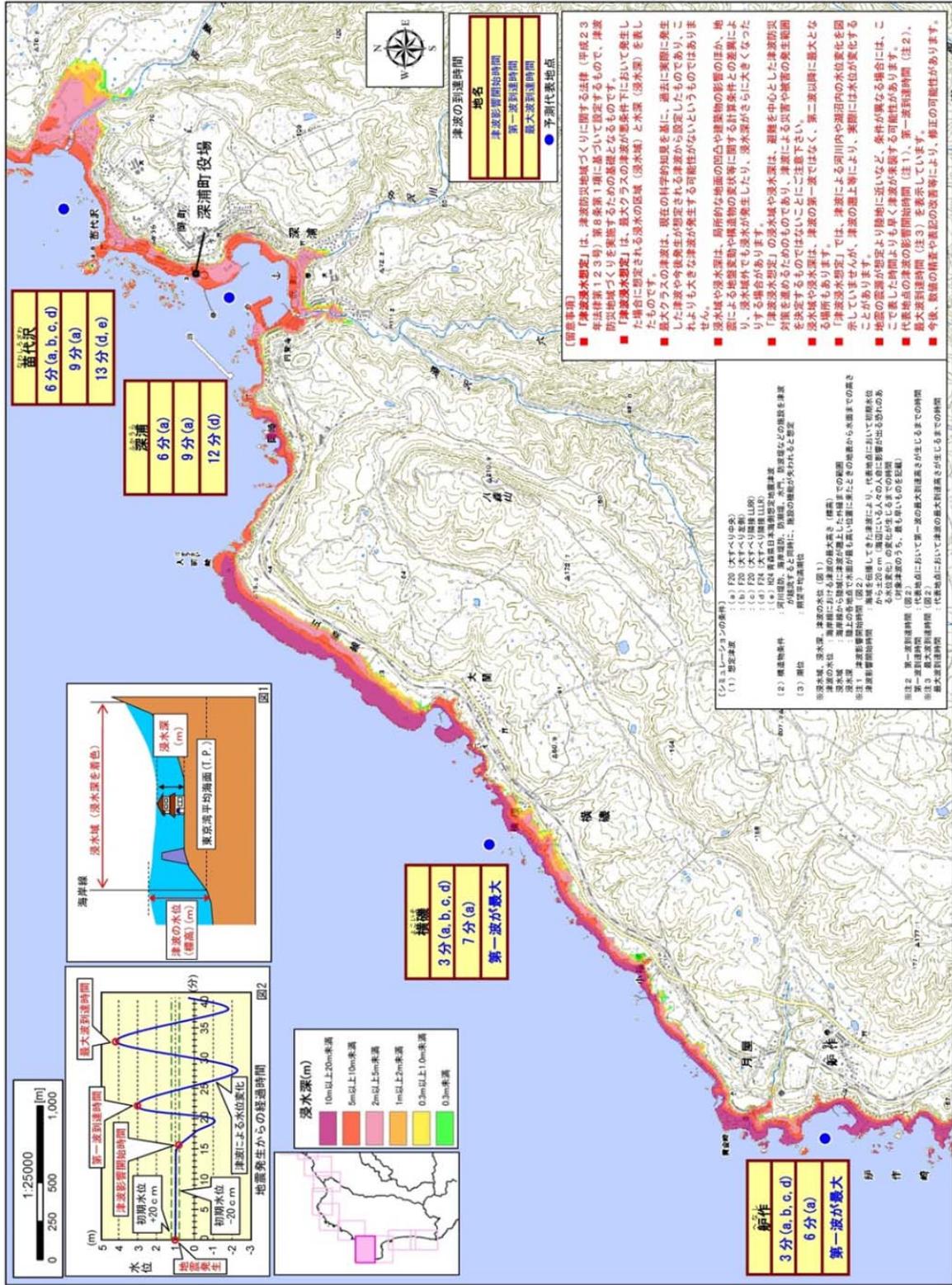
※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第334号)
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平24情使、第335号)

青森県津軽沿岸における津波浸水想定図〔西津軽～白神地域海岸〕〔深浦町 3/8〕



※平成二十七年三月 青森県

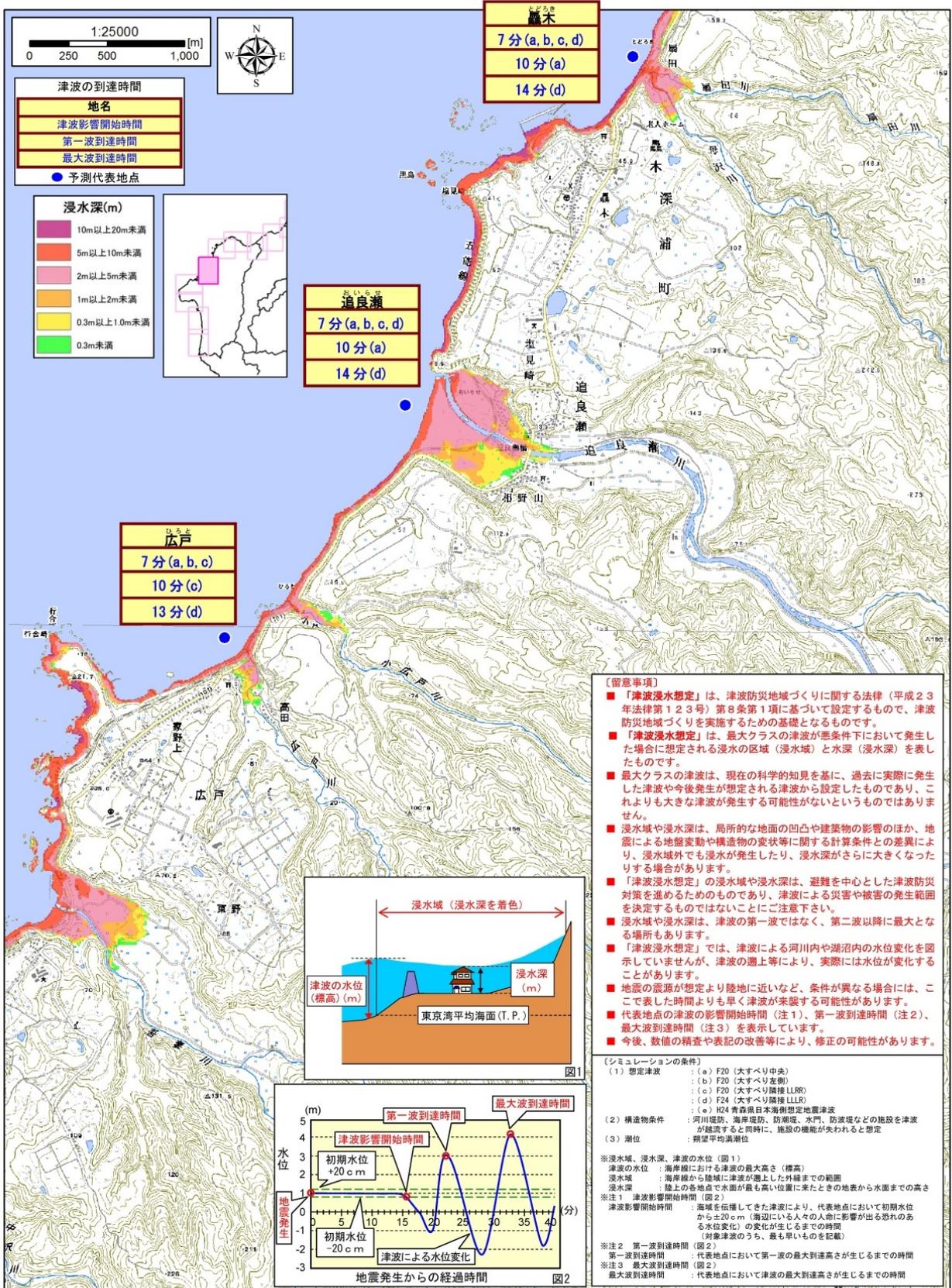
青森県津軽沿岸における津波浸水想定図〔西津軽地域海岸〕（深浦町 4/8）



※平成二十七年三月 青森県

※この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。（承認番号 平24情使、第334号）
この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の基礎地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平24情使、第335号）

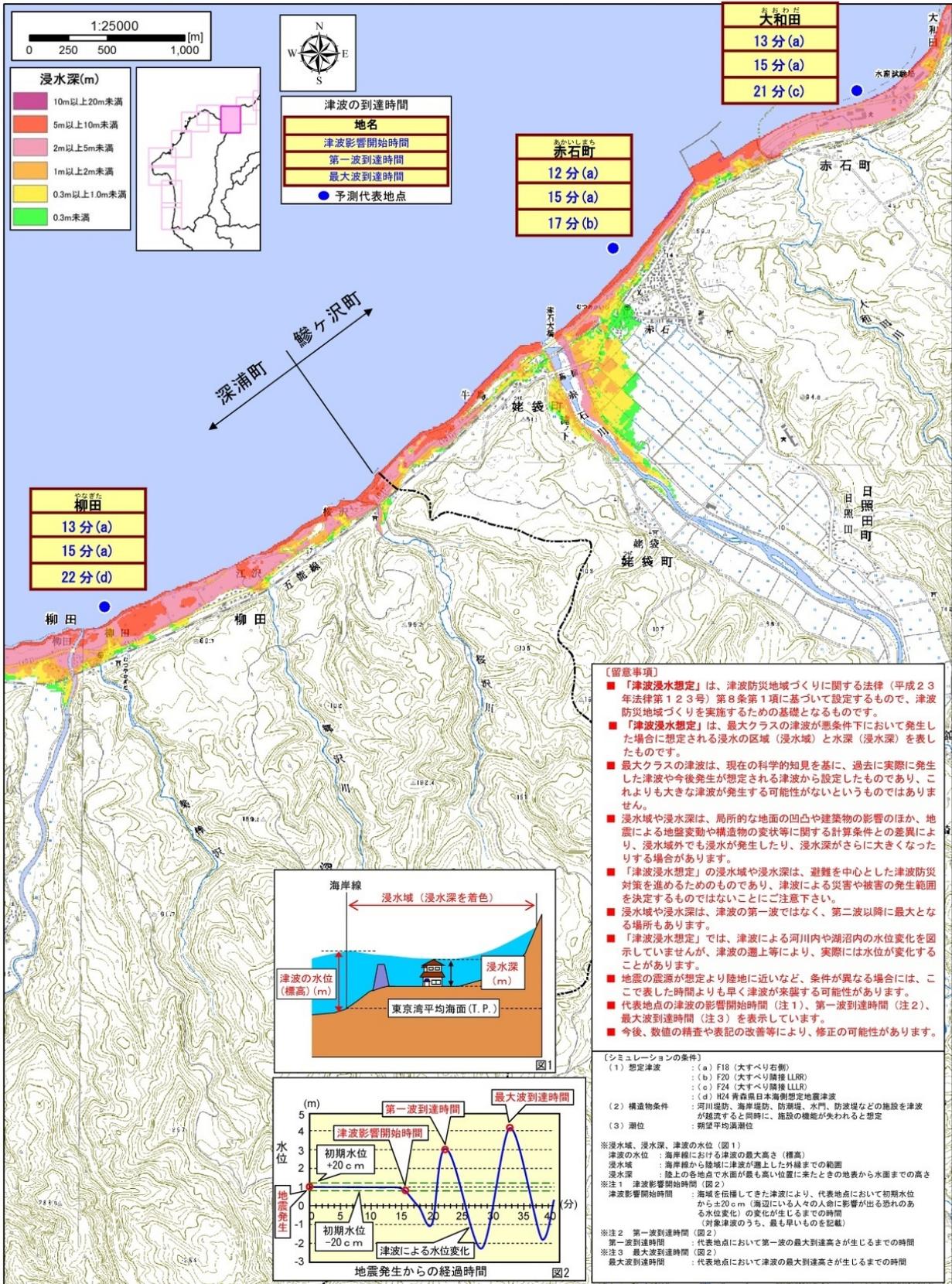
青森県津軽沿岸における津波浸水想定図〔西津軽地域海岸〕（深浦町 5/8）



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平24情使、第334号）
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平24情複、第335号）

※平成二十七年三月 青森県

青森県津軽沿岸における津波浸水想定図〔七里長浜地域海岸〕（深浦町 8/8～鯉ヶ沢町 1/3）



※平成二十七年三月 青森県

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。（承認番号 平24情使、第334号）
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平24情復、第335号）

資料2 避難目標地点一覧表

避難目標 地点番号	標高 (m)	住所	記載図面
1	18	柳田字桜田	①柳田地区 (1/2)
2	9	柳田字桜田	①柳田地区 (1/2)
3	12	柳田字宮崎 158-2	①柳田地区 (1/2)
4	15	柳田字築棒沢 124	②柳田地区 (2/2)
5	16	関字小島崎	②柳田地区 (2/2)
6	9	関字豊田 10-1	②柳田地区 (2/2)
7	17	関字豊田	②柳田地区 (2/2)・③関地区
8	9	関字栃沢	②柳田地区 (2/2)・③関地区
9	15	関字栃沢	③関地区
10	15	関字栃沢 47-20	③関地区
11	15	関字栃沢 260-1	③関地区
12	21	北金ヶ沢字塩見形 84	③関地区・④北金ヶ沢地区
13	8	北金ヶ沢字塩見形 90-2	④北金ヶ沢地区
14	36	北金ヶ沢字榊原	④北金ヶ沢地区
15	19	北金ヶ沢字榊原上野	④北金ヶ沢地区
16	13	北金ヶ沢字榊原	④北金ヶ沢地区・⑤千畳敷地区
17	32	北金ヶ沢字榊原	⑤千畳敷地区
18	19	田野沢字小田沢 2	⑥田野沢地区
19	22	田野沢字清滝 19	⑥田野沢地区
20	13	田野沢字清滝 13	⑥田野沢地区
21	26	田野沢字成瀬	⑥田野沢地区
22	21	田野沢字成瀬	⑥田野沢地区
23	26	田野沢字成瀬 217-1	⑥田野沢地区
24	20	風合瀬字大磯 60-15	⑦風合瀬地区 (1/2)
25	18	風合瀬字大磯 195-1	⑦風合瀬地区 (1/2)
26	19	風合瀬字下砂子川	⑦風合瀬地区 (1/2)・⑧風合瀬地区 (2/2)
27	18	風合瀬字上砂子川	⑧風合瀬地区 (2/2)
28	16	風合瀬字上砂子川 13-101	⑧風合瀬地区 (2/2)
29	17	風合瀬字上砂子川 158-68	⑧風合瀬地区 (2/2)
30	19	風合瀬字上砂子川 13-277	⑧風合瀬地区 (2/2)
31	23	風合瀬字三浦	⑨麩木地区 (1/2)
32	15	麩木字扇田	⑨麩木地区 (1/2)・⑩麩木地区 (2/2)
33	15	麩木字扇田	⑨麩木地区 (1/2)・⑩麩木地区 (2/2)
34	16	麩木字当磨	⑩麩木地区 (2/2)
35	52	麩木字津山	⑩麩木地区 (2/2)

避難目標 地点番号	標高 (m)	住所	記載図面
36	25	麩木字亀ヶ崎	⑩麩木地区 (2/2)
37	36	追良瀬字塩見山平	⑪追良瀬地区
38	9	追良瀬字塩見崎 60-3	⑪追良瀬地区
39	10	追良瀬字相野山 146-1	⑪追良瀬地区
40	12	広戸字小広戸	⑫広戸地区 (1/2)
41	14	広戸字山崎高田 20	⑫広戸地区 (1/2) ・ ⑬広戸地区 (2/2)
42	17	広戸字家野上 12	⑫広戸地区 (1/2) ・ ⑬広戸地区 (2/2)
43	19	広戸字家野上	⑬広戸地区 (2/2)
44	37	広戸字家野上 104	⑬広戸地区 (2/2)
45	16	深浦字吾妻沢 146-56	⑬広戸地区 (2/2) ・ ⑭深浦中学校体育館外地区
46	10	深浦字吾妻沢 24-1	⑭深浦中学校体育館外地区
47	9	深浦字吾妻沢 33-1	⑭深浦中学校体育館外地区
48	8	深浦字苗代沢 31-1	⑭深浦中学校体育館外地区
49	13	深浦字葦野	⑭深浦中学校体育館外地区
50	10	深浦字葦野 228	⑭深浦中学校体育館外地区
51	30	深浦字岡町 20	⑭深浦中学校体育館外地区
52	36	深浦字葦野 205	⑭深浦中学校体育館外地区
53	37	深浦字岡町 154	⑭深浦中学校体育館外地区 ・ ⑮深浦地区
54	9	深浦字岡町 201	⑭深浦中学校体育館外地区 ・ ⑮深浦地区
55	15	深浦字浜町 43-2	⑮深浦地区
56	12	深浦字中沢 14-1	⑮深浦地区
57	11	深浦字浜町 91-1	⑮深浦地区
58	34	深浦字寅平 62-6	⑮深浦地区
59	6	深浦字元深浦 6-14	⑮深浦地区
60	11	深浦字浜町 308-1	⑮深浦地区
61	32	深浦字岡崎	⑮深浦地区
62	23	深浦字岡崎 333-14	⑮深浦地区
63	17	深浦字岡崎	⑮深浦地区
64	18	横磯字下岡崎	⑯横磯地区 (1/2)
65	23	横磯字下岡崎 100-45	⑯横磯地区 (1/2) ・ ⑰横磯地区 (2/2)
66	20	横磯字中岡崎 3-11	⑯横磯地区 (1/2) ・ ⑰横磯地区 (2/2)
67	18	横磯字中岡崎 21-3	⑯横磯地区 (1/2) ・ ⑰横磯地区 (2/2)
68	22	横磯字上岡崎	⑰横磯地区 (2/2) ・ ⑱舩作地区
69	25	月屋字下黄金崎	⑰横磯地区 (2/2) ・ ⑱舩作地区
70	29	月屋字下黄金崎 69-2	⑱舩作地区
71	25	舩作字下清滝	⑱舩作地区

避難目標 地点番号	標高 (m)	住所	記載図面
72	21	沢辺字沢辺	①9沢辺地区
73	19	沢辺字山科 97-1	①9沢辺地区
74	13	沢辺字吉花	①9沢辺地区
75	19	岩崎字浜野 104-2	②0岩崎地区
76	15	岩崎字浜野 27	②0岩崎地区
77	11	岩崎字玉坂 59-1	②0岩崎地区
78	22	岩崎字玉坂 91	②0岩崎地区
79	15	岩崎字丸山 141	②0岩崎地区
80	8	岩崎字脇ノ沢 40-3	②0岩崎地区
81	20	岩崎字松原 113	②0岩崎地区・②1岩崎スポーツセンター地区
82	9	岩崎字松原 59-4	②0岩崎地区・②1岩崎スポーツセンター地区
83	12	岩崎字泥ノ沢 124-4	②0岩崎地区・②1岩崎スポーツセンター地区
84	9	正道尻字小磯 49-4	②1岩崎スポーツセンター地区
85	14	正道尻字小磯 109-2	②1岩崎スポーツセンター地区
86	15	正道尻字小磯 110-23	②1岩崎スポーツセンター地区
87	9	森山字嶋田 50-5	②1岩崎スポーツセンター地区
88	11	森山字松浦 97	②2森山地区
89	15	松神字下浜松	②2森山地区
90	33	松神字下浜松	②2森山地区
91	20	松神字下浜松	②2森山地区
92	14	松神字下浜松	②2森山地区
93	19	松神字中浜松	②2森山地区・②3松神地区
94	42	松神字中浜松 42-1	②3松神地区
95	21	松神字上浜松 22	②3松神地区
96	14	松神字上浜松 56-31	②3松神地区・②4松神発電所地区
97	14	松神字上浜松	②4松神発電所地区
98	12	黒崎字館の上 13	②5黒崎地区
99	9	黒崎字大浜 10-3	②5黒崎地区
100	10	黒崎字大浜 12-5	②5黒崎地区
101	26	大間越字宮崎浜 32-21	②6大間越地区 (1/4)
102	12	大間越字宮崎浜 27-4	②6大間越地区 (1/4)
103	14	大間越字上小屋野 64	②6大間越地区 (1/4)
104	17	大間越字箕 6	②7大間越地区 (2/4)
105	18	大間越字箕	②8大間越地区 (3/4)
106	17	大間越字箕	②8大間越地区 (3/4)
107	22	大間越字箕	②8大間越地区 (3/4)

避難目標 地点番号	標高 (m)	住所	記載図面
108	13	大間越字笥	㊸大間越地区 (4/4)
109	32	大間越字笥	㊸大間越地区 (4/4)
110	22	追良瀬字相野山 184	㊸追良瀬地区

※標高は青森県防災地形図（1/2500）及び地理院地図を参考とした概数を使用

資料3 指定緊急避難場所一覧表

番号	施設名	所在地	地区	地区人口	収容可能人員	管理者	避難誘導員	施設の面積	施設の有無		災害別の利用			指定避難所の指定	
									給水	炊飯	浸水	土砂	地震		津波
1	船作福祉センター駐車場	船作字上清滝7	船作	215	181	行政連絡員	行政連絡員	600.0㎡			○	×	○	○	有
2	ラーメン101駐車場	月屋字裸森14-6	船作	215	484	深浦町長	行政連絡員	1,600.0㎡			○	○	○	○	
3	横磯集落センター広場	横磯字下岡崎85-1	横磯	261	606	行政連絡員	行政連絡員	2,000.0㎡			○	×	×	×	有
4	旧横磯集会所(深山神社)	横磯字下岡崎82番	横磯	261	200	行政連絡員	行政連絡員	660.0㎡			×	×	○	○	
5	岡崎駐車場	深浦字岡崎338-5	崎の町	254	1,515	深浦町長	行政連絡員	5,000.0㎡			○	○	○	○	
6	八森山町民の森公園	深浦字岡崎338地内	崎の町	254	4,545	深浦町長	行政連絡員	15,000.0㎡	有		○	○	○	○	
7	岡崎区域防災公園(夕陽ヶ丘公園)	深浦字岡崎37外	崎の町	254	1,560	深浦町長	行政連絡員	5,151.3㎡	有		○	○	○	○	
8	深浦町福祉センター「元城館」駐車場	深浦字薬戸深浦165-1	川原町・七区	143・129	109	行政連絡員	行政連絡員	360.0㎡			○	×	○	○	有
9	深浦小学校グラウンド	深浦字眞平62-6	五・六・七区	90・262・129	875	深浦小学校長	深浦小学校長	2,890.0㎡			○	○	○	○	有
10	深浦公民館駐車場	深浦字中沢14-1	六区	262	320	深浦町長	深浦公民館長	1,057.0㎡			○	×	○	○	有
11	浜町駐車場広場	深浦字浜町352地内	五・六・七区	90・262・129	878	深浦町長	行政連絡員	2,900.0㎡			○	○	×	×	
12	深浦町福祉センター「猿神鼻」駐車場	深浦字苗代沢85-3	五区	90	184	行政連絡員	行政連絡員	608.0㎡			○	×	×	×	有
13	岡町福祉センター「御仮屋館」駐車場	深浦字岡町172-1	三・四区	406・115	106	行政連絡員	行政連絡員	351.0㎡			○	○	○	○	有
14	深浦中学校グラウンド	深浦字葦野60	三・四・十二区	406・115・286	6,616	深浦中学校長	深浦中学校長	21,835.0㎡			○	○	○	○	有
15	岡町防災広場	深浦字岡町地内	三・四・十二区	406・115・286	191	深浦町長	行政連絡員	633.0㎡			○	×	○	○	
16	深浦町ふれあいプラザ「恵比須」前駐車場	深浦字苗代沢77-28	十二区	286	181	深浦町長	行政連絡員	600.0㎡			○	○	×	×	有
17	深浦駅前広場	深浦字苗代沢45-1	十二区	286	180	行政連絡員	行政連絡員	594.0㎡			○	○	×	×	
18	長慶平福祉センター駐車場	長慶平字西芦菟20-1	長慶平	43	606	深浦町長	行政連絡員	2,000.0㎡			○	×	○	○	有
19	東野福祉センター駐車場	広戸字家野上176	東野	98	75	行政連絡員	行政連絡員	250.0㎡			○	○	○	○	有
20	自然休養村運動広場	広戸字家野上95-201	東野・広戸	98・365	2,490	深浦町長	行政連絡員	8,220.0㎡	有		○	○	○	○	
21	広戸福祉センター駐車場	広戸字家野上101-121	広戸	365	181	行政連絡員	行政連絡員	600.0㎡			○	○	○	○	有
22	行合崎駐車場	広戸字家野上125-5	広戸	365	454	深浦町長	行政連絡員	1,500.0㎡	有		○	○	○	○	
23	追良瀬福祉センター駐車場	追良瀬字相野山48-1	相野山・塩見崎	136・265	321	行政連絡員	行政連絡員	1,060.0㎡			×	○	○	○	有
24	追良瀬河川公園	追良瀬字塩見山平248-23地先	塩見崎・鷺木	265・450	2,484	深浦町長	行政連絡員	8,200.0㎡			×	○	○	○	

番号	施設名	所在地	地区	地区人口	収容可能人員	管理者	避難誘導員	施設の面積	施設の有無 給水 炊飯	災害別の利用				指定避難所の指定	
										浸水	土砂	地震	津波		
25	旧明道小学校グラウンド	追良瀬字塩見山平85-2	塩見崎・鷺木	265・450	2430	深浦町長	行政連絡員	8,021.0㎡							
26	松原集落センター駐車場	追良瀬字初瀬山草分62	松原	51	30	行政連絡員	行政連絡員	100.0㎡							有
27	松原地区いこいの広場	追良瀬字北追良瀬山1-9	松原	51	303	行政連絡員	行政連絡員	1,000.0㎡							
28	鷺木多目的集落センター駐車場	鷺木字亀ヶ崎165-1	鷺木	450	378	行政連絡員	行政連絡員	1,250.0㎡							有
29	風合瀬農業環境改善センター駐車場	風合瀬字上砂子川21-1	風合瀬	506	212	行政連絡員	行政連絡員	700.0㎡							有
30	旧風合瀬小学校グラウンド	風合瀬字上砂子川159-26	風合瀬	506	2,319	深浦町長	行政連絡員	7,653.0㎡							
31	晴山福祉センター駐車場	風合瀬字大磯188-1	晴山	167	212	行政連絡員	行政連絡員	700.0㎡							有
32	田野沢福祉センター駐車場	田野沢字清滝44	田野沢	329	75	行政連絡員	行政連絡員	250.0㎡							有
33	田野沢漁港施設用地(野積場)	田野沢字汐干浜75	田野沢	329	1589	深浦町長	行政連絡員	5,246.0㎡							
34	旧大戸瀬小学校跡地	田野沢字成瀬271-1	田野沢	329	500	深浦町長	行政連絡員	8,000.0㎡							
35	北金ヶ沢区域地域防災広場	北金ヶ沢字榑原上野208-329	北金ヶ沢	1041	443	深浦町長	行政連絡員	1,465.0㎡							
36	農村環境改善センター駐車場	北金ヶ沢字塩見形406-1	北金ヶ沢	1041	1153	深浦町長	行政連絡員	3,807.0㎡							有
37	大戸瀬支所前駐車場	関字柄沢99-1	北金ヶ沢・関	1041・365	94	深浦町長	行政連絡員	312.0㎡							有
38	北金ヶ沢駅前駐車場	関字柄沢89-5	北金ヶ沢・関	1041・365	393	行政連絡員	行政連絡員	1,300.0㎡							
39	大戸瀬中学校グラウンド	北金ヶ沢字榑原上野208-23	北金ヶ沢・関	1041・365	2,575	大戸瀬中学校長	大戸瀬中学校長	8,500.0㎡							有
40	修道小学校グラウンド	関字柄沢85-1	北金ヶ沢・関	1041・365	1090	修道小学校長	修道小学校長	3,600.0㎡							有
41	旧大戸瀬体育館広場(北金ヶ沢総合防災センター予)	関字柄沢260-1	北金ヶ沢・関	1041・365	1060	深浦町長	行政連絡員	3,500.0㎡							有
42	北金ヶ沢地区防災広場(仮称)	北金ヶ沢字塩見形356	北金ヶ沢	1041	300	深浦町長	行政連絡員	990.0㎡							
43	国道101号いこいの駐車場(関地区)	関字柄沢47-1	関	365	360	深浦町長	行政連絡員	1,190.0㎡							
44	関福祉センター駐車場	関字柄沢34	関	365	151	行政連絡員	行政連絡員	500.0㎡							有
45	第一北金ヶ沢浄水場駐車場	関字小童子山1-189	関	365	100	深浦町長	行政連絡員	250.0㎡							
46	柳田農業環境改善センター駐車場	柳田字宮崎94-14	柳田	293	181	行政連絡員	行政連絡員	600.0㎡							有
47	岩坂福祉センター駐車場	岩坂字長谷野20-2	岩坂	227	181	行政連絡員	行政連絡員	600.0㎡							有
48	沢辺地区コミュニティセンター駐車場	沢辺字吉花133	沢辺	312	232	行政連絡員	行政連絡員	1,118.0㎡							有

番号	施設名	所在地	地区	地区人口	収容可能人員	管理者	避難誘導員	施設の面積	施設の有無			災害別の利用			指定避難所の指定
									給水	炊飯	浸水	土砂	地震	津波	
49	漁業振興センター駐車場	岩崎字玉坂370-2	岩崎下	197	97	行政連絡員	行政連絡員	323.0㎡			○	○	×	×	有
50	旧岩崎郵便局前付近(県道岩崎深浦線)	岩崎字玉坂69-1	岩崎下	197	100	深浦町長	行政連絡員	330.0㎡			×	×	×	○	
51	旧いわさき小学校グラウンド	岩崎字松原113	岩崎上中下	719	776	行政連絡員	行政連絡員	2,563.0㎡			○	×	○	○	
52	高齢者センター駐車場	岩崎字松原104-1	岩崎中	185	145	行政連絡員	行政連絡員	480.0㎡			○	×	×	×	有
53	岩崎上地区コミュニティセンター駐車場	岩崎字松原51-7	岩崎上	337	69	行政連絡員	行政連絡員	230.0㎡			○	×	○	○	有
54	岩崎中学校グラウンド	正道尻字小磯13-2	正久	350	8,837	岩崎中学校長	岩崎中学校長	29,163.0㎡			○	○	○	○	有
55	正久地区多目的センター駐車場	正道尻字小磯109-5	正久	350	191	行政連絡員	行政連絡員	632.0㎡			○	○	○	○	有
56	きらら保育園グラウンド	正道尻字小磯110-23	正久	350	945	深浦町長	行政連絡員	3,120.0㎡			○	○	○	○	
57	松神地区コミュニティセンター駐車場	松神字中浜松92-2	松神	112	312	行政連絡員	行政連絡員	1,030.0㎡			○	×	×	×	有
58	旧松神生活改善センター跡地	松神字上浜松17	松神	112	200	松神森林組合	行政連絡員	660.0㎡			×	×	○	○	
59	やまびこハウス駐車場	黒崎字小浜243-1	黒崎	199	105	行政連絡員	行政連絡員	347.0㎡			○	○	×	×	有
60	旧岩崎南小学校グラウンド	黒崎字小浜158-4	黒崎	199	1,856	深浦町長	行政連絡員	6,125.0㎡			○	○	×	×	
61	農道日野線白神岳登山道口	黒崎字日野118-2	黒崎	199	150	深浦町長	行政連絡員	495.0㎡			×	×	○	○	
62	大間越地区コミュニティセンター	大間越字上小屋野70	大間越	224	285	行政連絡員	行政連絡員	2,603.04㎡			○	○	○	○	有